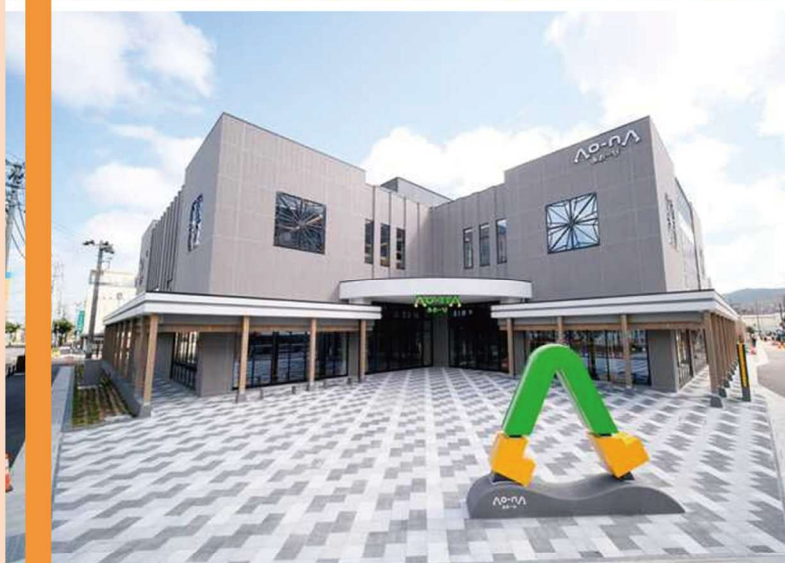


YOKOTE CITY

横手市中心市街地 活性化基本計画

令和8年4月
(令和8年3月17日認定)



目次

| | |
|--|----|
| 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 | 1 |
| [1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証 | 1 |
| [2] 中心市街地活性化の課題 | 6 |
| [3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性） | 9 |
| 2. 中心市街地の位置及び区域 | 11 |
| [1] 位置 | 11 |
| [2] 区域 | 12 |
| [3] 中心市街地の要件に適合していることの説明 | 13 |
| 3. 中心市街地の活性化の目標 | 27 |
| [1] 中心市街地活性化の目標 | 27 |
| [2] 計画期間の考え方 | 27 |
| [3] 目標指標の設定の考え方 | 28 |
| 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 | 42 |
| [1] 市街地の整備改善の必要性 | 42 |
| [2] 具体的事業の内容 | 43 |
| 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 | 46 |
| [1] 都市福利施設を整備の必要性 | 46 |
| [2] 具体的事業の内容 | 47 |
| 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のため の事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項 .. | 50 |
| [1] 街なか居住の推進の必要性 | 50 |
| [2] 具体的事業の内容 | 51 |
| 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化 事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項 | 57 |
| [1] 経済活力の向上の必要性 | 57 |
| [2] 具体的事業の内容 | 57 |



| | |
|--|----|
| 8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項 | 74 |
| [1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 | 74 |
| [2] 具体的事業の内容 | 74 |
| 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 | 79 |
| [1] 市町村の推進体制の整備等 | 79 |
| [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 | 81 |
| [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等 | 87 |
| 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 | 90 |
| [1] 都市機能の集積の促進の考え方 | 90 |
| [2] 都市計画手法の活用 | 90 |
| [3] 都市機能の集積のための事業等 | 91 |
| 11. その他中心市街地の活性化に資する事項 | 92 |
| [1] 都市計画等との調和 | 92 |

- 基本計画の名称：横手市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：秋田県横手市
- 計画期間：令和8年4月から令和13年3月まで（5年0月）



1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証

これまでの中心市街地に関する取組としては、市町村合併が行われる前の旧横手市において、平成11年3月に「横手市中心市街地活性化基本計画」を策定し、その後、平成14年8月に計画変更を行い、よこての魅力的な玄関づくりとしてJR横手駅を中心とするエリアに都市機能の充実を図ることと、城下町の街並みなど伝統的景観を保ち活かした美しいまちづくりをすすめるという方針を定めた。

平成20年からは、基本計画で定めた横手駅を中心とするエリアにおいて横手駅東口第一地区市街地再開発事業を実施し、施設整備を中心として賑わいの創出や居住誘導等に取り組んできたが、ソフト事業を含めた総合的な事業展開や周辺地域への波及効果が十分ではなく、期待される成果を得られていない。

あわせて魅力的な街並みの整備のため、歩行者回遊ルートの整備や伝統的建築物を活用した施設・広場の整備等にも取り組んできたが、観光客等の増加や歩行者の増加につながるような十分な成果を得られていない。

① 市町村独自の計画や直近の認定基本計画等の概要

- ・計画期間 平成11年(1999年)3月策定(平成14年8月変更)(概ね10年間)
- ・区域面積 106.9ha
- ・基本的な方針及び目標

【基本的な考え方・キャッチフレーズ】

横手の中心市街地活性化のためには、商業機能の強化というだけでは必ずしも十分ではありません。地域の風土や歴史を重んじたまちづくりを考え、人々が快適に居住し、地域のコミュニティが再生されることによって、はじめてまちは再生されるという基本認識に立ち、まちづくりをしていきます。

また、横手の中心市街地はこれまで城下町として栄えてきました。まだ、その歴史的財産が残っており、その有効活用を図りながらかつての城下町の賑わいを取り戻します。地域の住民はもちろんのこと、まちに来る人々の立場からまちづくりを考えていきます。

「装い新たによみがえる」

かつての城下町らしい街並みや歴史的建造物を有効に活用しながら、まちの装いを新たにすることにより中心市街地の再生を目指します。また、心の「装い」も新たにし、住む人一人一人が来街者に対しておもてなしの気持ちをもって接します。かつての城下町を彷彿とさせるような、人のつながりのある新しいまちをつくります。

「こだわり感じる今昔の」

横手市中心市街地は二面性を持っています。一つはJR横手駅前周辺を中心とする横手の玄関としての地域です。この地域は、商業ビルや大型病院があるなど、いわば「今」(現代)風な地域です。一方、四日町地区を中心とする地域は、かつて城下町横手の商業の核となった地域です。歴史的建造物も残っており、いわば「昔」風の地域です。それぞれの地区の特色や役割を活かし、こだわりをもったまちづくりが必要になります。

「てづくり・ぬくもり城下町」

まちづくりをするにあたって、地域の人々が相互に協力し合い、自分たちのてづくりのまちを目指します。また、横手の冬の伝統行事である「かまくら」の中の温かさのような、人のぬくもり、自然のぬくもり、まちのぬくもりが感じられる城下町の雰囲気をつくります。

② 事業等の進捗状況

表 事業等の進捗状況一覧(1/3)

【市街地の整備改善のための事業】

| 項目 | 事業 | 内容 | 実施主体 | 場所 | 時期 | 想定される支援策(省庁) | 実施状況 |
|----------------------|------------------|--|-----------|---------|------|--|--------------------------|
| (1) 魅力的な街並みの演出 | 回遊街路整備事業 | 駅前から末広町・田中町・四日町・大町へつながる、風情ある回遊道の整備をする。中心市街地に回遊性を持たせるための道路修景、ポケットパーク、植栽・せせらぎ・照明・案内板等の整備をする。 | 市、TMO、商店街 | 駅前～四日町 | 短期 | (国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業 ・まちづくり総合支援事業 ・賑わいの道づくり事業 | 完了 |
| | 回遊拠点施設・広場整備事業 | 歴史を感じさせるまちの雰囲気には合うように、伝統的建築物等を利用して集客施設をつくると共に、その周辺を広場とし、来街者がとどまることができるよう整備する。 | 市、TMO | 四日町 | 中期 | (国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業 ・まちづくり総合支援事業 | 回遊拠点施設:未実施 広場整備:完了 |
| | 優良建築物等整備事業 | 中心市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地利用の共同化、高度化に寄与する優良な建築物の建設を促進するとともに、都市の防災性、安全性の向上を促進する。 | 市、民間 | 中心市街地 | 長期 | (国土交通省) ・優良建築物等整備事業費補助金 | 未実施 |
| | 都市景観形成事業 | 横手市の風情を彩る個性ある景観づくりを推進するために、景観に配慮した公共空間の整備方針を検討し、特色ある地域環境形成に努める。 | 市 | 中心市街地 | 中・長期 | | 継続(横手市景観計画(平成25年4月1日施行)) |
| | 市街地河川活用事業 | ふるさとの川モデル事業により整備された横手川を活用し、美しい水辺空間の創出に努め、また、イベントや行事を通じ人々との結びつきの場を創出する。 | 市、TMO | 横手川 | 中期 | | 継続 |
| (2) 交流を活発にするための機能の整備 | 道路整備事業 | 中央線街路事業、中の橋通り線街路事業の整備を行う。 | 市 | 四日町、大町等 | 実施中 | | 完了 |
| | 駐車場整備事業 | 中心市街地での駐車場需要の増加や路上駐車問題を解決する目的で整備する。 | 市、TMO、民間 | 中心市街地内 | 長期 | (経済産業省) ・リノベーション補助金 ・商店街等活性化事業(駐車対策) (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 | 完了(横手駅東口市宮駐車場) |
| | 駅周辺駐輪場整備事業 | JR 横手駅の利用者の利便性を高めるため、駐輪場を整備する。 | 市 | 駅周辺 | 長期 | (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業 ・鉄道駅総合改善事業費補助 ・交通施設バリアフリー化施設整備費補助 ・特定交通安全施設等整備事業 | 完了(横手駅東口駐輪場) |
| | 中心市街地活性化広場公園整備事業 | 商店街等の中心市街地の公園、緑地を整備し活性化を図る。 | 市 | 中心市街地 | 中期 | (国土交通省) ・中心市街地活性化広場公園整備事業 ・まちづくり総合支援事業 | 完了 |
| | 情報提供コミュニティ施設設置事業 | 観光客等への観光案内機能とともに、市民への情報提供や市民同士、他の地域の人ともふれあいをもてるコミュニティ施設を中心商店街に設けて地域の活性化を図る。 | 市、TMO | 中心市街地 | 中期 | (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業(総務省) ・マルチメディア街中にぎわい創出事業 | 継続 |
| | 交流拠点広場整備事業 | 普段はベンチを置いて地域住民のコミュニケーションを図ったり、買物客主体の休憩場所とする。イベント開催時は、集客スペースとして利用する。 | 市 | 中心市街地 | 長期 | (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 | 完了 |
| | レンタルサイクル事業 | 市内数カ所にレンタルサイクルセンターを設置し、自転車の貸し出しを行う。 | 市、TMO | 中心市街地内 | 長期 | | 継続(横手駅東口横手市観光情報センター) |

表 事業等の進捗状況一覧(2/3)

【市街地の整備改善のための事業】

| 項目 | 事業 | 内容 | 実施主体 | 場所 | 時期 | 想定される支援策(省庁) | 実施状況 |
|----------------------|------------------|---|------|----------|------------|---|---------------------------|
| (2) 交流を活発にするための機能の整備 | 横手駅東西自由通路整備事業 | 鉄道によって分断された駅東・駅西地区の一体化を図るとともに、周辺の都市施設と連結されるような通路を整備する。 | 市 | JR 横手駅周辺 | 長期 | (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業 ・鉄道駅総合改善事業費補助 ・交通施設バリアフリー化施設整備費補助 | 完了 (横手駅東西自由通路) |
| | 東西駅前広場整備事業 | よこての顔として人が集い、にぎわいある広場の形成を図るため、修景スペースや交通結節機能を有する空間の整備を行う。 | 市、民間 | JR 横手駅周辺 | 長期 | (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・交通結節点改善事業 ・都市再生交通拠点整備事業 | 完了 (横手駅東西駅前広場) |
| | 交流拠点施設整備事業 | 市民を主要な対象者とし、市民の健康増進、生涯学習環境の向上を図るとともに、市民相互の交流を図る拠点を整備する。 | 市 | 中心市街地 | 長期 | (文部科学省) ・学習拠点施設情報化等推進事業 (国土交通省) ・まちづくり総合支援事業 ・人にやさしいまちづくり事業 | 完了 (横手市交流拠点施設) |
| | 市街地再開発事業 | 横手駅東側周辺区域における空店舗や低未利用地について、土地の高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物の整備及び建築敷地の整備や公共的施設の整備を行う。 | 市、民間 | 横手駅東側周辺 | 長期 | (国土交通省) ・市街地再開発事業 | 完了 (横手駅東口第一地区市街地再開発事業) |
| (3) 快適な居住環境づくり | 高齢者住宅(高齢者福祉施設併設) | 高齢者向けの住宅を建設することにより、市街地の定住人口の増加を図る。 | 市、民間 | 中心市街地 | 長期 | (厚生労働省) ・社会福祉施設等施設整備費補助金 (国土交通省) ・人にやさしいまちづくり事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅制度 ・住宅市街地整備総合支援事業 (国土交通省・厚生労働省) ・シルバーハウジングプロジェクト | 完了 (横手駅東口第一地区市街地再開発事業) |
| | 流雪溝整備事業 | 積雪の多い横手市で、歩行や買物等の安全性の確保と不便性の解消のために既存の流雪溝設置地区の運用の拡充と未整備地区への拡大を図る。 | 市 | 市内 | 長期 | | 継続 |
| | 賃貸住宅供給促進事業 | 中心市街地に定住人口を増やすことにより活性化を図る。 | 市、民間 | 中心市街地 | 長期 | (国土交通省) ・特定優良賃貸住宅供給促進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅制度 ・住宅市街地整備総合支援事業 ・優良建築物等整備事業 | 未実施 |
| | バリアフリーの街路づくり事業 | 高齢者や障害者が利用しやすい道づくりをすることにより、来街者への利便性を図る。 | 市 | 中心市街地 | 長期 | (国土交通省) ・身近なまちづくり支援街路事業 | 継続 |
| | 三枚橋地区土地区画整理事業 | 三枚橋地区の一体的整備により、広域的な交通拠点性および結節性の強化を図る。 | 市 | 三枚橋地区 | 平成21年度終了予定 | | 完了 (三枚橋地区土地区画整理事業) |

表 事業等の進捗状況一覧(3/3)

【商業等の活性化のための事業】

| 項目 | 事業 | 内容 | 実施主体 | 場所 | 時期 | 想定される支援策(省庁) | 実施状況 |
|-------------------|--|---|--------------|----------|-----------------------------|--|------------------|
| 商(飽きない)販(この)創(生) | 商店街顧客利便施設整備事業 | 新築、もしくは空店舗や既存店舗を改修するなどして、商店街来客者の滞留場所の提供や観光客への情報提供のための施設を整備する。 | 市、TMO、民間 | 鍛冶町、大町他 | 短期 | (経済産業省) ・中心市街地商業等活性化総合支援事業 | 完了(横手市顧客利便施設) |
| | 商業サービス業集積施設整備事業 | 商業・サービス業施設の集積を促進し、その魅力の増進を図るため、中核的商業・サービス業集積関連施設を整備する。また、駐車場、多目的ホール、休憩所等の顧客利便施設を整備する。 | 市、TMO、民間 | 中心市街地 | 中期 | (経済産業省) ・中核的集積関連施設整備事業 ・商業サービス業集積関連施設整備事業 | 未実施 |
| | ポイントカード強化事業 | ポイントカードの内容の充実を図り、固定客の増加、確保を図る。 | 事業協同組合、TMO | 市内 | 短期 | (経済産業省) ・商店街等活性化事業 | 完了 |
| | 空き店舗対策事業 | 商店街内に点在する空き店舗を活用し、チャレンジショップ、カルチャー教室、イベント会場やギャラリー、各種情報サービス事業等を実施する。 | 市、商工会議所、TMO | 中心市街地 | 実施中 | (経済産業省) ・商店街等活性化事業(空店舗対策) ・コミュニティ施設活用商店街活性化事業 ・商店街空き店舗対策事業 ・リノベーション補助金 | 継続(空き店舗利活用支援事業) |
| | 農産物直売所設置事業 | 農家の主婦等が地元で採れた農産物を販売する。 | 市、民間 | 中心市街地 | 短期 | | 継続 |
| | 共同宅配・買物代行事業 | これからの高齢化社会に対応すべく、ファックス等を活用した商店街の一括受注や、日用品や食料品を自宅に共同で配達するシステムを開発する。 | 民間、商工会議所、商店会 | 中心市街地 | 短期 | (経済産業省) ・商店街等活性化対策事業(活性化対策) | 未実施 |
| | 商店街活性化イベント事業 | 商店街が自ら活性化及び地域振興のために実施する各種事業を支援する。 | TMO、商店会 | 中心市街地 | 短期 | (経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(広域ソフト事業) | 継続 |
| | 商店会一体化事業(商店会組織の連携強化) | 各商店会の連携を図り、一体的にまちづくりに取り組む体制づくりのための教育研修を実施する。 | TMO、商店会 | 中心市街地 | 短期 | (経済産業省) ・中心市街地商業等活性化総合支援事業 | 完了 |
| | 空店舗、空家、空き地調査及び利活用の促進 | 市内にある空店舗などの状況を把握し、インターネット等の情報媒体を通じ新規事業希望者への情報提供を図る。 | TMO | 中心市街地 | 短期 | | 完了 |
| | テナントミックス店舗管理事業 | 商業集積の魅力を高めるために必要な業種、業態の適正な配置を図る。 | TMO、民間 | 四日町、駅前地区 | 中期 | (経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(テナント・ミックス管理事業等) ・リノベーション補助金 | 未実施 |
| | キャラクターグッズ・シンボルマーク事業 | 横手を象徴するキャラクターやシンボルマークを開発し、市のイメージアップ等を図る。 | TMO、民間 | 中心市街地 | 短期 | | 未実施 |
| | 特産品開発事業 | 地域資源を活用した特産品を開発する。 | TMO、民間 | 中心市街地 | 短期 | | 完了 |
| | 人材育成事業(まちづくり塾の開催) | まちづくりに関する勉強会を実施し、有能な人材の育成を図る。 | TMO | 中心市街地 | 短期 | | 完了 |
| | コミュニティバスの運行 | 街中の利用者の利便性を図り、市街地への集客を図る。 | 市、民間 | 市内 | 短期 | (国土交通省) ・バス利用促進等総合対策事業 ・公共交通移動円滑化施設整備費補助 (経済産業省) ・商店街等活性化事業(駐車対策) | 継続(横手市循環バス) |
| | 市街地活性化情報誌事業 | 各商店会向けにTMOやイベント情報等の情報誌を配布することにより、情報の共有化を図る。 | TMO | 中心市街地 | 短期 | | 完了 |
| | 高度情報通信化調査事業 | CATVやコミュニティFMなどを利用した市民への各種情報の通信手段を調査する。 | TMO | 市内 | 短期 | | 継続(横手コミュニティFM放送) |
| | 地域通貨推進事業 | 地域通貨を発行し、地域内での流通を推進し、地域におけるネットワークの構築を図る。 | TMO | 市内 | 短期 | (経済産業省) ・中心市街地商業活性化推進事業(基金)(テナント・ミックス管理事業等) ・商店街等活性化事業(活性化対策事業) | 未実施 |
| 中心市街地活性化フォーラム支援事業 | TMOや事業者、地域住民等中心市街地活性化に関わる関係者を集めたフォーラム等を開催する。 | 市、TMO | 市内 | 短期 | (経済産業省) ・中心市街地活性化フォーラム事業 | 完了 | |

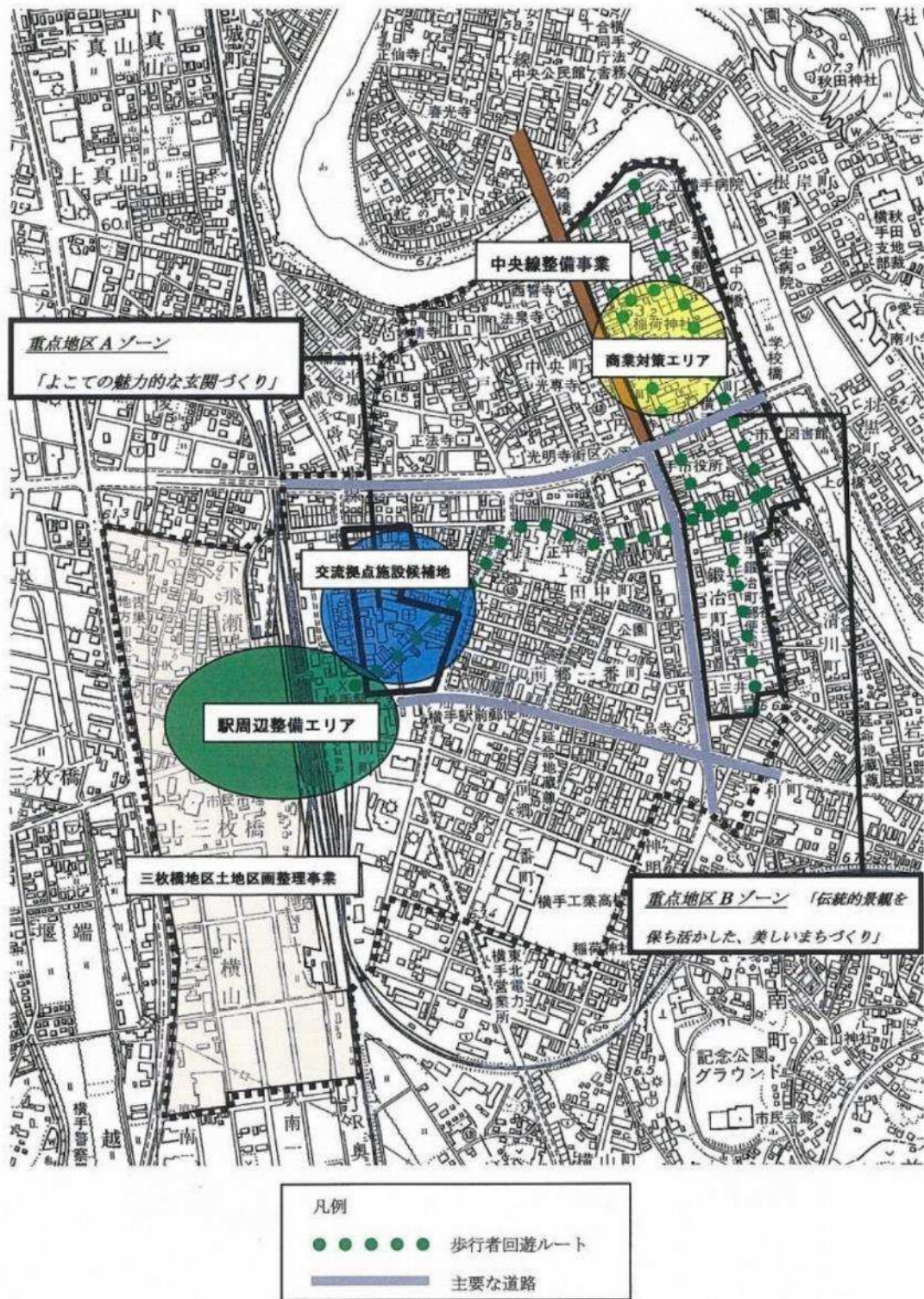


図 中心市街地活性化イメージ図
 (平成14年8月変更 旧横手市中心市街地活性化基本計画より)

[2] 中心市街地活性化の課題

課題1 都市機能集約の契機を最大限に活用する環境づくり

中心市街地においては、国道13号沿線のロードサイド型店舗の立地や郊外地への事業所の移転が進んでいるほか、平鹿総合病院の駅西への移転整備により商業機能が相対的に低下しており、区域外からの来訪機会が減少している現状にある。

横手駅東口第二地区市街地再開発事業により進められている都市機能整備の推進を図り、公共交通や歩行者ネットワーク等の周辺環境整備や地域資源を活用したイベント等の開催を一体的に進めることで、横手駅周辺の拠点性と回遊性を向上させ、市内外から人々が集い交流する賑わいのある中心市街地を形成していくことが必要である。

また、既存の観光資源である「かまくら」や「送り盆まつり」の会場となる横手市役所前おまつり広場（富士見大通り）や光明寺街区公園、横手城下の外町と呼ばれる街並み等の利便性や満足度を向上させ、通年での観光集客を推進していくことが必要である。

平成23年、横手駅の橋上化と一体的に建設されていた東西自由通路と西口駅前広場が完成し、横手駅西口が開設され、新たな公共交通の結節点として運用開始された。

この西口駅前広場を含むJR奥羽本線から国道13号までの区間において、平成9年から施行されていた三枚橋地区土地区画整理事業が令和4年に事業完了したほか、国道13号から市民会館建設予定地に至る区域も、駅西地区土地区画整理事業によるインフラ整備が平成22年に完了している。

横手駅西口から市民会館建設予定地までの距離は、約1km、徒歩13分程度であることから、市民会館へのアクセスとして、公共交通機関の利用と徒歩による来訪を促すためのPR方法を検討するとともに、市民会館へ至るルートの中に位置する三枚橋1号街区公園や駅西地区の下飛瀬公園のほか、歩行者専用道である横手条里跡線や駅西歩道5号線などの活用を検討を行い、回遊性を向上させることによって地域の賑わいを創出する必要がある。その際、ルート上における来街者の利便性や安全性の確保のため、横断歩道や街路灯、融雪設備等の適切な整備についても検討する必要がある。

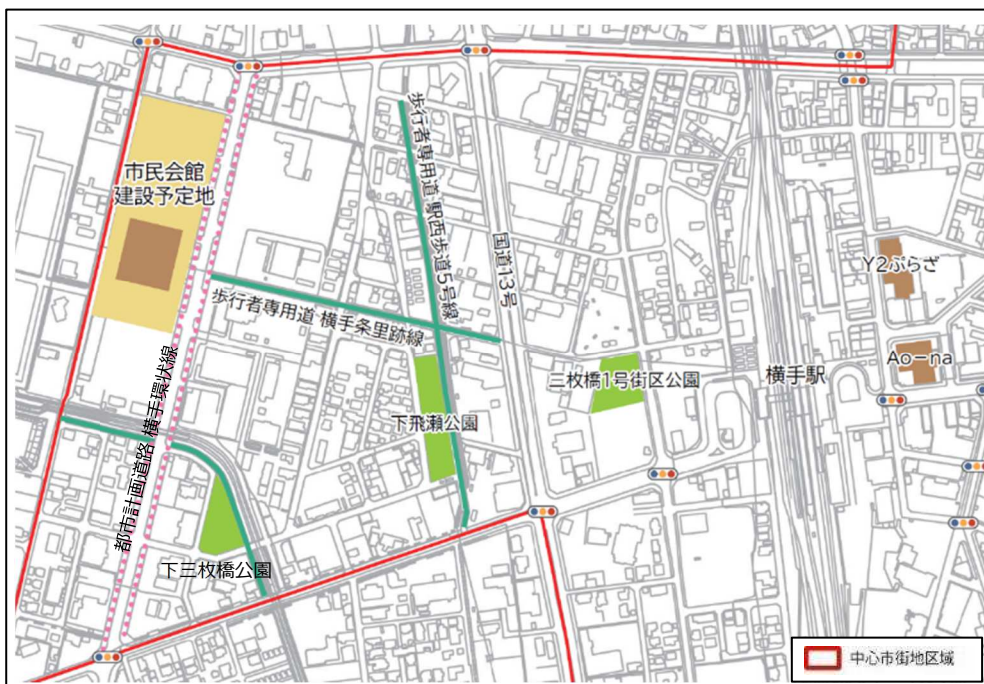


図 横手駅西地区(横手駅西口から市民会館建設予定地)

課題2 快適な雪国の暮らしを支える居住環境づくり

秋田県における人口減少率(2015年~2020年)は、全国で最も高い6.2%であり、高齢化率(2020年)も37.5%と全国で最も高くなっている。横手市の人口減少率は7.2%、高齢化率は39.0%と、県の値を上回っており、全国的に見ても人口減少、少子高齢化の進行が深刻であるといえる。加えて、横手市は全国有数の豪雪地帯であることから、冬期間の日常的な除排雪や家屋の雪下ろしといった居住面での負担も大きく、居住人口の減少、市外への転出超過が進行している現状にある。

人口減少社会を踏まえ持続可能なまちづくりを進めていくためには、中心市街地へ居住を集約させることが重要である。横手駅周辺の拠点性向上に合わせ低未利用地等の活用を図り、歩道融雪施設の整備や集合住宅等を整備することで、冬季でも暮らしやすい居住環境づくりが必要である。

また、昭和40年代からの土地区画整理事業によって整備された神明町、前郷一番町、前郷二番町、田中町、寿町などでは空き家や空地が増加しているが、面積の小さな敷地が多く十分な駐車スペースが取れないこともあり住宅地としての活用が進んでいないため、対策事業の検討を行う必要がある。

かつての羽州街道沿線の外町から発展し中心市街地として栄えていた大町、四日町などでは、商店や事業所の減少により空洞化が進んでいるが、河川改修された横手川や都市計画道路の整備により良好な環境と景観が形成されており、歴史的・文化的な建造物が現存している。これらの資源を活かした施設の立地や居住者を増加させるための施策の検討が必要である。

課題3 定住促進に向けた新たな就業機会の創出

横手市内においては、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業の大半を占める小規模事業者の事業所数、従業員数の減少が進行している。今後人口減少に伴い、生産年齢人口が減少し、労働者不足や後継者不足が一層深刻化すると予想される。

中心市街地では、起業相談窓口への事業所、店舗等の開設に関する相談はあるものの、周辺地域に比べ地価や賃借料が高く、用地や物件の確保が難しいため、地域内での新たな起業や開店が進みにくいという現状がある。

定住促進を図るためには、新卒者が市内での就職を希望すること、また、20代後半世代のUターンを始めとした移住者を増加させる必要があり、そのためには多様な業種の企業が立地することによって職業の選択肢を増加させなければならない。中心市街地では特に、工業団地のような大規模な用地面積を必要としない事業所の立地促進を図り、また、起業支援や空き店舗活用等への支援策を実施し新たな就業機会を創出することで、昼間人口を増加させ経済活動を向上させることが必要である。

横手市中心市街地活性化基本計画 課題図

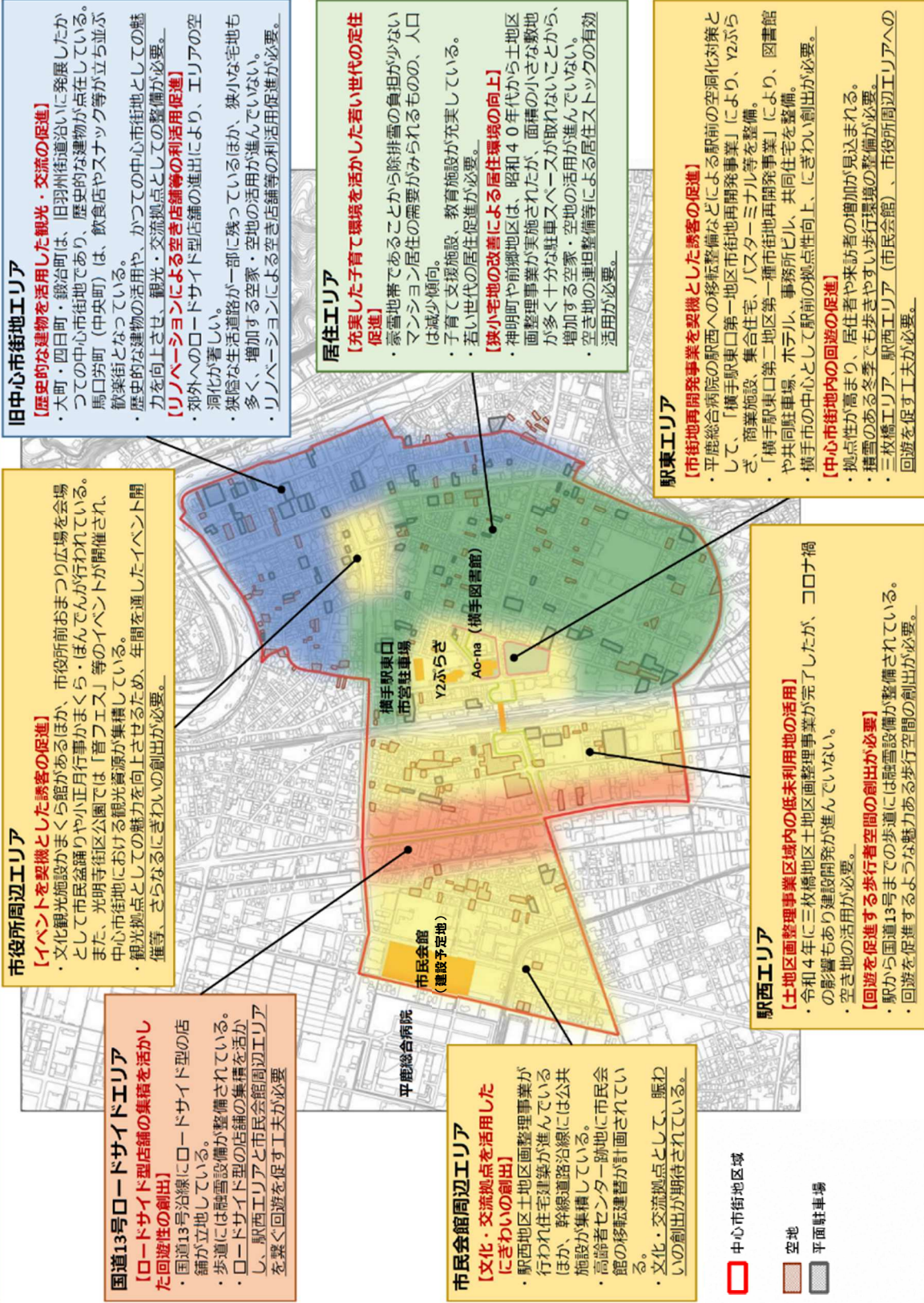


図 中心市街地の課題図

[3] 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)

中心市街地は、かつての商人町であり横手市の中心でもあった外町、横手駅の東西エリア、国道13号沿いのロードサイドといった多様なエリアを有し、商業、行政、観光、交通といった多くの都市機能が集積しており、横手市の持続可能なまちづくりにおいて重要な役割を担っている。

しかしながら、ロードサイド型店舗の立地や郊外地への事業所等の移転による商業機能の分散、降雪期における日常的な除排雪や家屋の雪下ろしの負担による居住人口の減少、小規模事業者の事業所数の減少による空き店舗や低未利用地の増加など、多くの課題を有している。

持続性のある魅力的な中心市街地の形成と活性化に向けて、横手駅を中心とした拠点性と回遊性を向上させ、市内外から人々が集い、交流することで賑わいを創出するとともに、冬季でも暮らしやすい居住環境づくりや、新たな就業機会と雇用の場の創出などに取り組んでいく必要がある。

以上を踏まえ、本計画における中心市街地活性化のコンセプトと基本方針を以下に定める。

「住んでよし 訪れてよし 四季を通じて多様な交流が生まれる よこてのまちなか」

方針1【にぎわい】:多様な交流の創出により賑わうまちづくり

横手市生涯学習館「Ao-na」(横手図書館)や横手市民会館など、中心市街地への来訪目的となる魅力的な施設を整備し、それらの施設を核として様々な活動や体験、交流を促すイベントや文化芸術の催しを行うことで、多くの人々が訪れ、楽しみ、交流する様々な機会を創出する。

また、地域の特産品や文化、歴史などの地域資源を活かし、観光や行楽の目的となる魅力的なコンテンツやイベント等を、年間を通じて用意することにより来訪者を増やす。更にはビジネスやスポーツ等を目的として訪れる機会を創出することにより、横手市民に限らず近隣や遠方からも多くの人々が訪れ交流するまちづくりを進める。

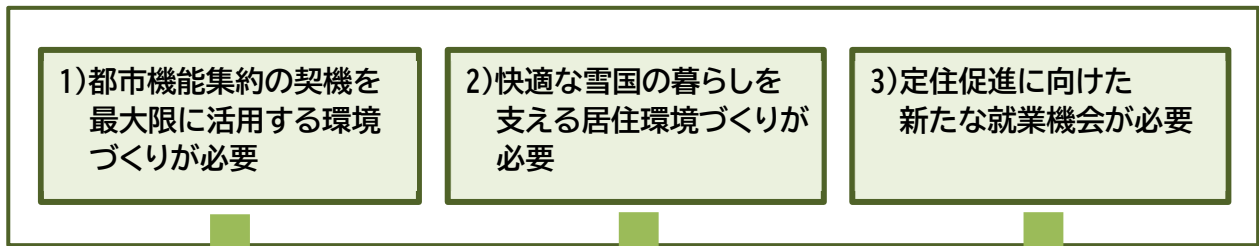
方針2【すまい】:冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり

人口減少社会を踏まえ、中心市街地において将来にわたり持続可能なまちをつくるためには、まちなかで主に生活する人を増やしていく必要がある。冬季も暮らしやすい環境や、除雪などの負担が少ない集合住宅等を整備するなど新しい住民の定住を促す。

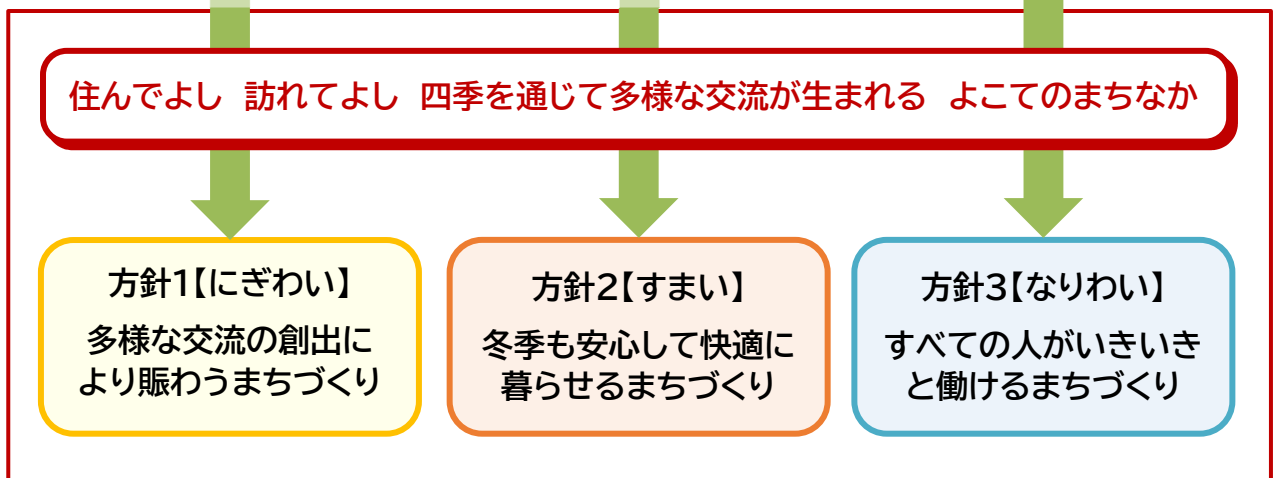
方針3【なりわい】:すべての人がいきいきと働けるまちづくり

中心市街地を拠点として社会活動をする人を増やすため、起業や新規開店、また事業所の進出支援を行う。多様な業種が立地し様々な年代や性別の人が働く場にするにより、経済活動の活性化を図るとともに総合的に中心市街地の魅力を向上し、将来にわたり持続可能な横手市をつくる。

■ 中心市街地活性化の課題



■ 中心市街地活性化の方針(基本的方向性)



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

横手市は、平成 17 年(2005 年)10 月に、横手市・増田町・平鹿町・雄物川町・大森町・十文字町・山内村・大雄村の1市5町2村の合併により誕生した。

秋田県の南東部に位置し、東の奥羽山脈と西の出羽山地に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約 45km、南北に約 35kmの広がりがある。

横手市は、古くから秋田県南地域の交流、物流の拠点として栄え、恵まれた自然環境に加え豊饒な土壌や水利条件から、県内有数の農産物の産地として発展してきた。

横手市の中心市街地は、中世に小野寺氏が横手城を築城して以降、繁栄してきた城下町を基盤とする。近世には久保田藩の城代が置かれるなど、常に秋田県南の政治的拠点として位置づけられ、また市の西部を流れる雄物川と支流の横手川を基軸とした物流や中心市街地を南北に貫く羽州街道を基盤に、定期市が開かれるなど、人・もの・文化が行き交い、独自の文化を築いてきた。

また全国有数の豪雪地帯であり、雪と共存する豊かな穀倉地帯の中心地として発展し、小正月行事の「かまくら」を始めとする独自の文化が現在まで引き継がれている。

中心市街地として発展した歴史的な背景、鉄道等の公共交通の利便性、都市計画マスタープラン等の上位関連計画との整合を図り、本区域を中心市街地として設定する。



図 横手市の位置



図 中心市街地の位置

[2] 区域

横手城下町の町人町として発展した四日町、大町、鍛冶町等の古くから市街地を形成してきた地区に加え、鉄道やバスなどの公共交通の拠点となっているJR横手駅を中心とし、公共施設や商業施設等の都市機能が集積している約145haを計画区域とする。

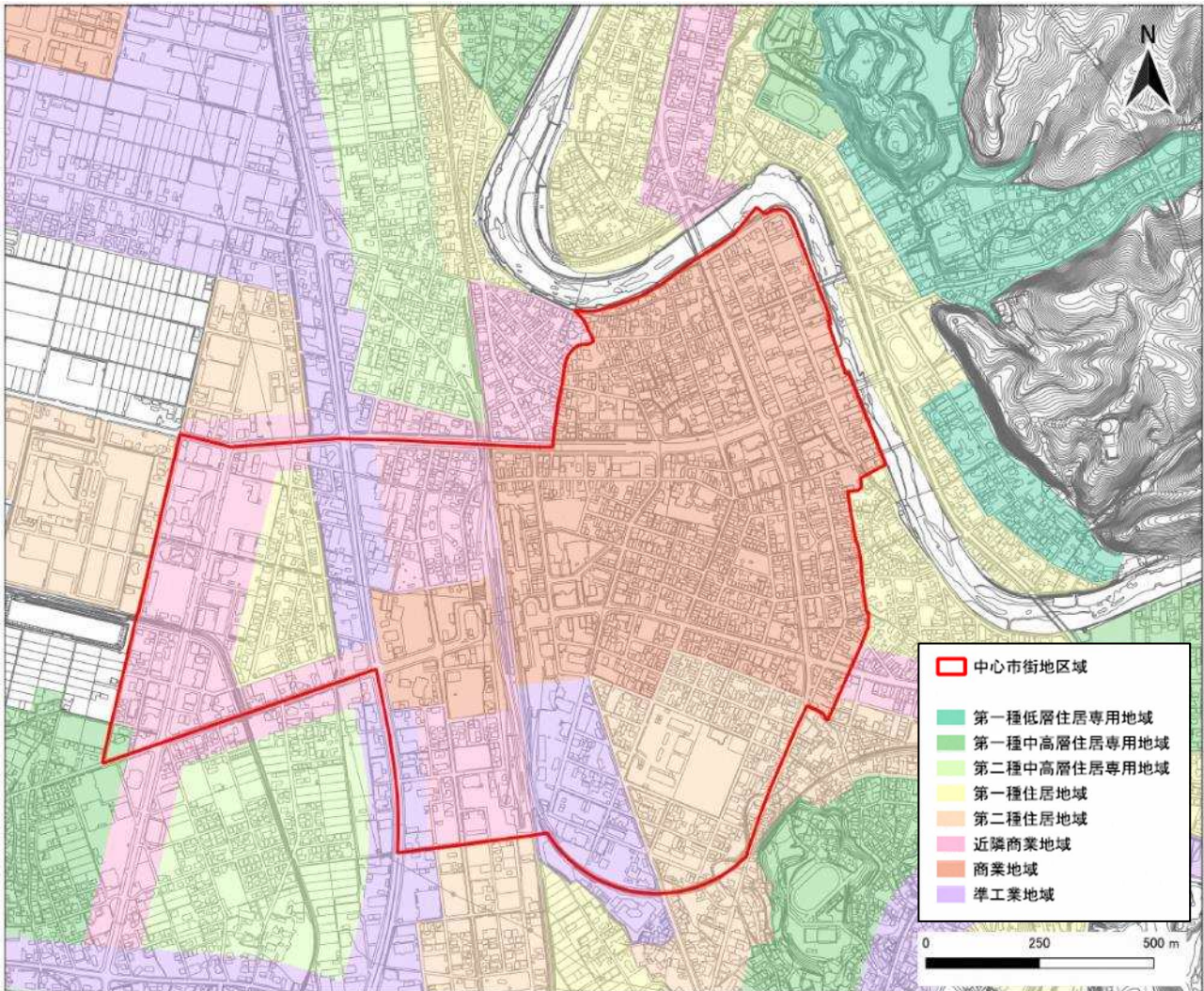


図 中心市街地の区域

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

第1号要件

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

中心市街地には8つの商業集積地区(商店街)がある。市内に大規模小売店舗は27件立地しており、そのうち2件が中心市街地に立地している。主要な公共施設は、市役所、図書館等の市民が日常利用する施設が集積している他、市民会館の中心市街地への移転建て替えが予定されている。公共交通機関については、横手駅を中心にバス路線が運行している他、中心部では循環バスが運行している。以上より、中心市街地は横手市の中心としての役割を果たしている。

①中心市街地の商業集積

中心市街地内には、令和3年経済センサスによると、横手駅前商店街振興組合、四日町商店街等、8つの商業集積地区(商店街)がある。

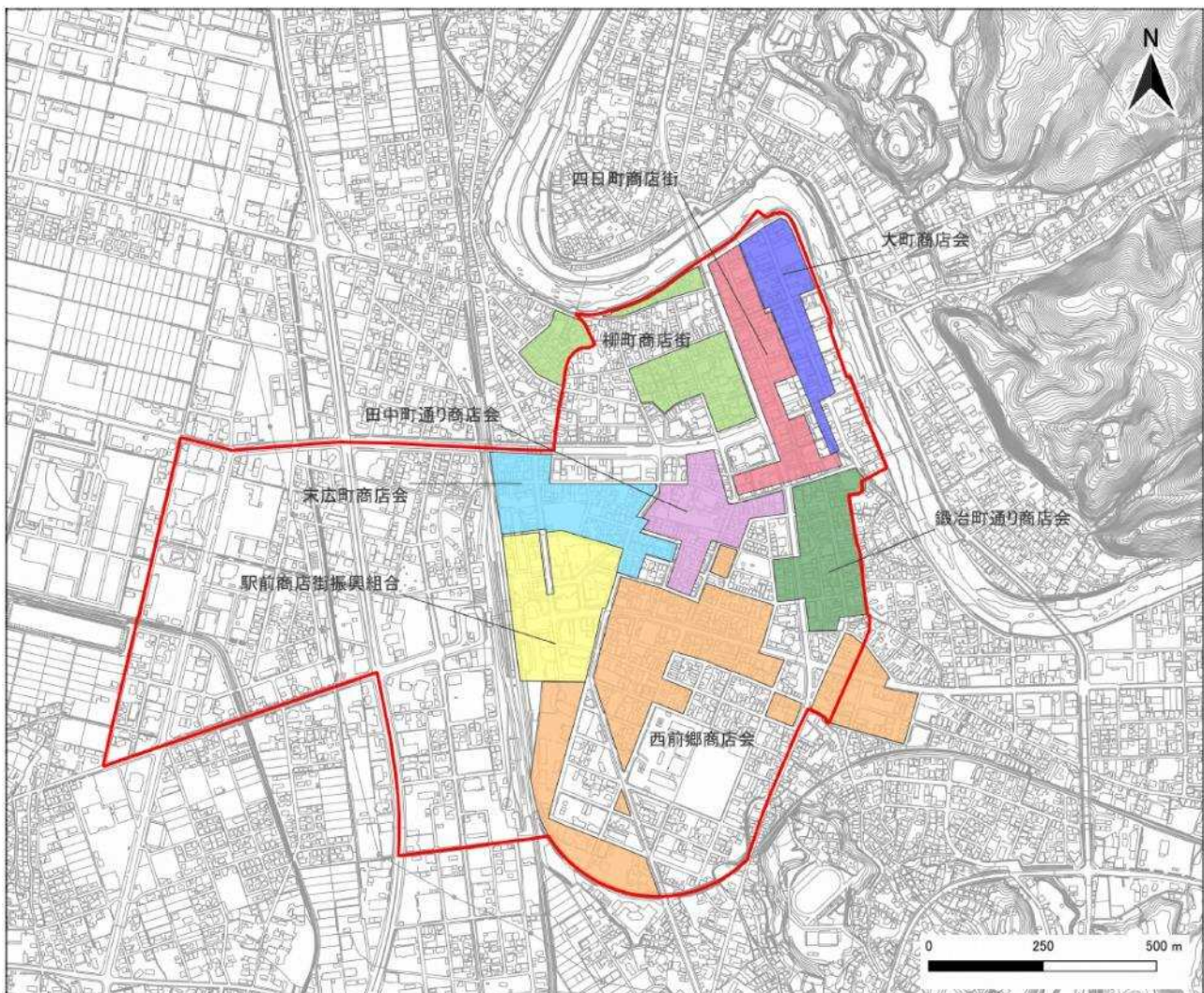


図 中心市街地の商業集積地区(商店街)

出典:令和3年経済センサス

令和3年経済センサスによると、市全体の事業所数(全産業・民営)は4,189 事業所であり、そのうち中心市街地内には 598 事業所(14.3%)がある。

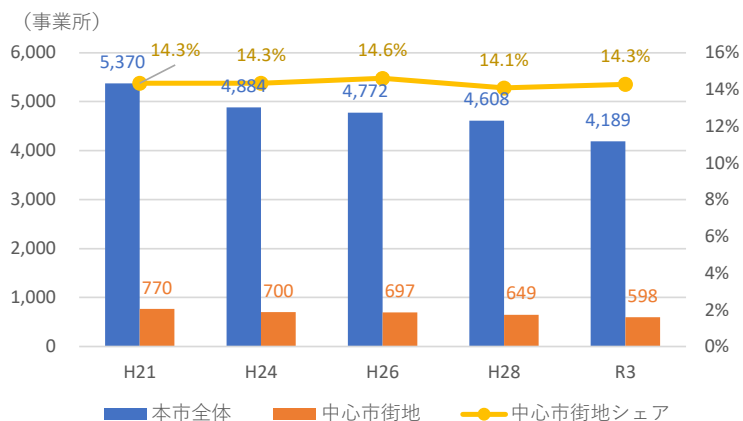


図 横手市全体及び中心市街地の事業所数(全産業・民営)の推移

大規模小売店舗は市内に27件立地しており、そのうち 10,000 m²以上の店舗は4件で、横手 IC 周辺に2件、雄物川地域に1件、十文字地域に1件立地している。

中心市街地内には、横手駅東口のよこてイースト内に1件、条里地区に1件の合計2件が立地している。

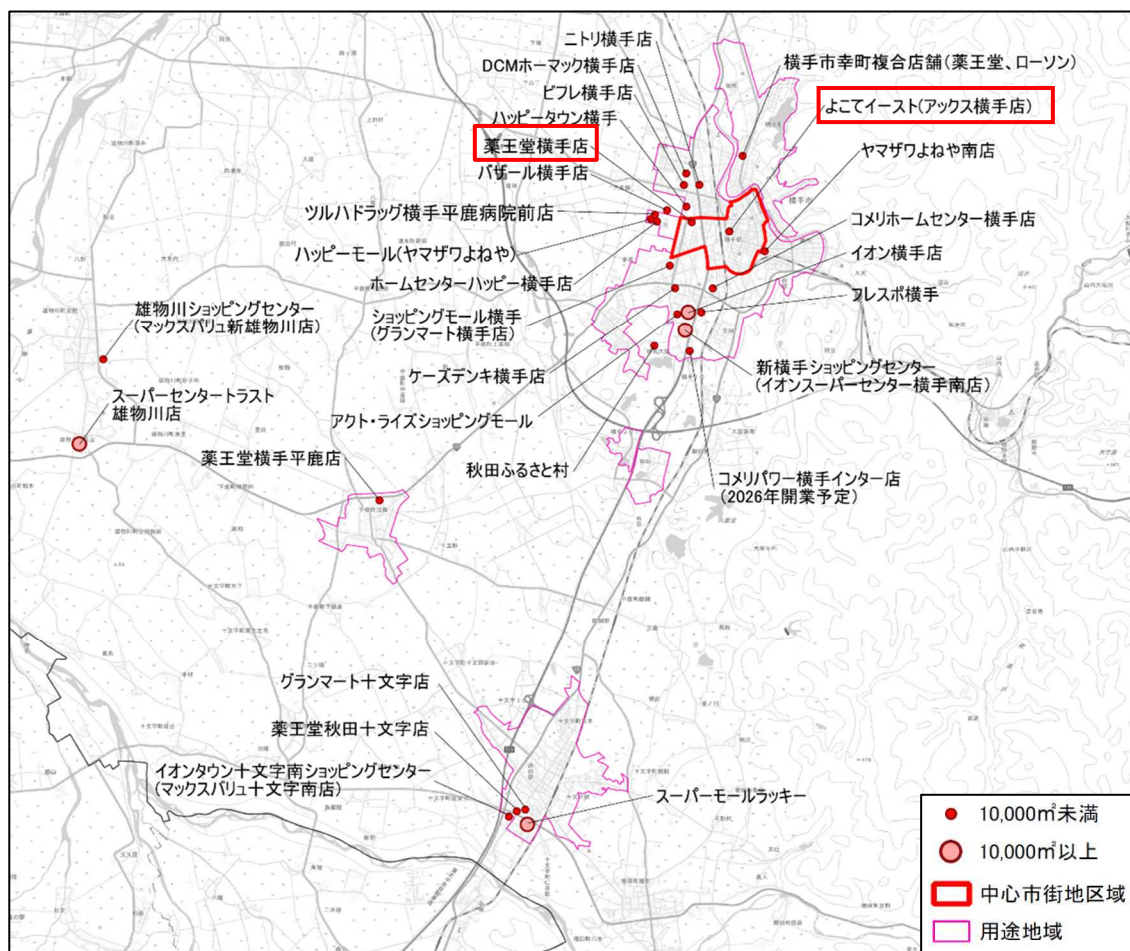


図 大型店の立地状況

出典:横手市「大規模小売店舗立地法届出状況」

②主要な公共施設等の集積状況

中心市街地には、行政施設が5施設、医療施設が10施設、老人福祉施設・障害者支援施設等が17施設、子育て支援施設等が6施設立地している。また、高等教育施設が2施設、文化施設等が3施設立地しており、このうち横手市立横手図書館は、令和6年9月に中心市街地内の大町から横手駅東口第二地区市街地再開発事業区域に移転した。また、横手市民会館が中心市街地外(南町)から中心市街地内の条里地区へ移転する予定となっている。

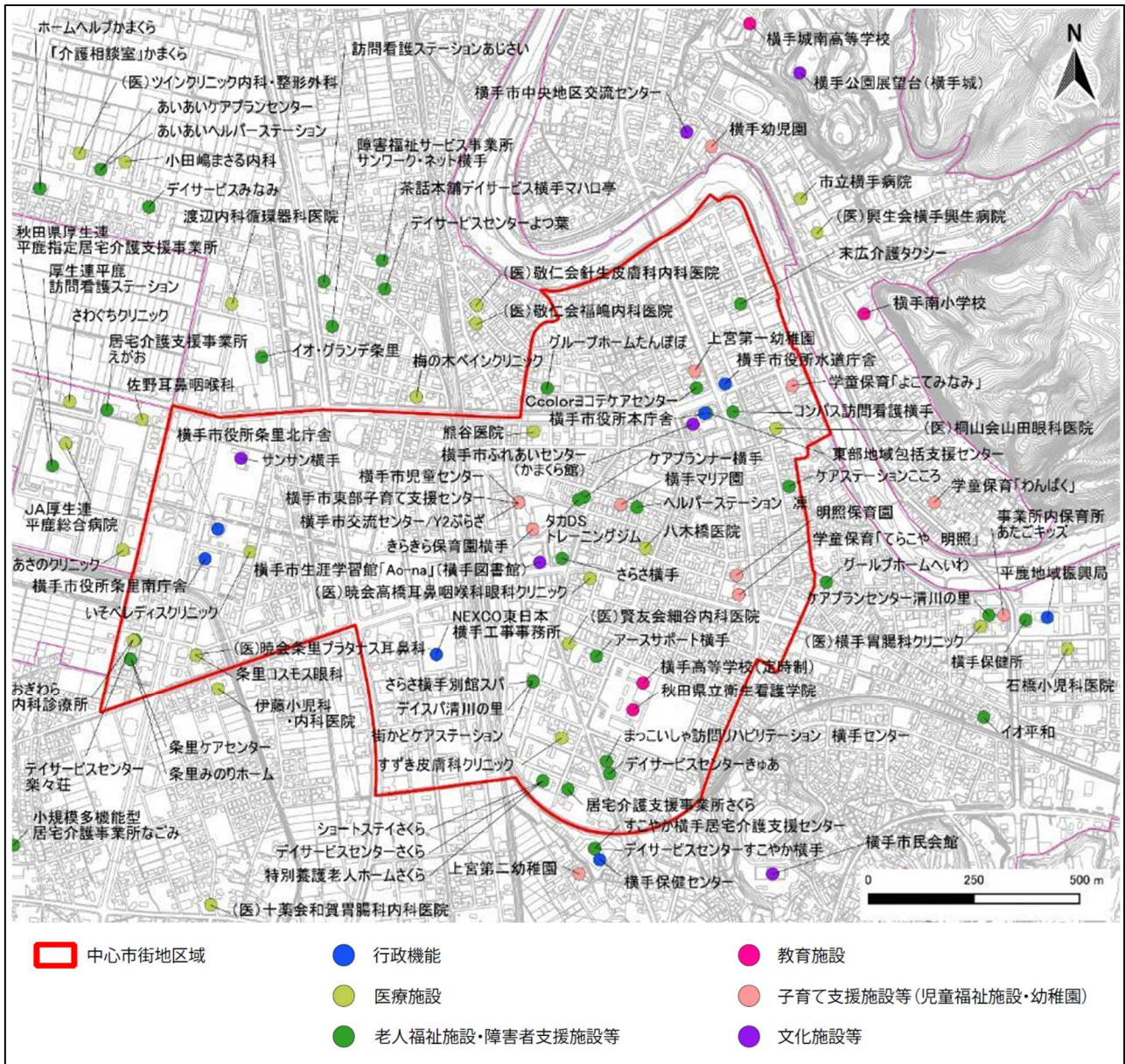


図 主要な公共施設等の集積状況

出典:横手市

③ 公共交通機関の集積状況

中心市街地には JR 横手駅がある他、横手駅東口のよこてイーストにバスターミナルがあり、交通結節点としての機能を有している。

また、平成 25 年 10 月 1 日より、市内中心部を定額料金で利用できる横手市循環バスを運行し、中心部の回遊性の向上に努めている。



図 横手地区のバス路線図



図 横手市循環バス路線図

出典:羽後交通HP、横手市HP

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

中心市街地の人口は減少傾向で、令和7年3月時点で 3,237 人、シェアは4%となっている。世帯数も漸減しており、シェアは5%となっている。令和3年の中心市街地の小売業事業所のシェアは14.7%、従業者数のシェアは10.2%となっている。中心市街地区域内には多くの空地・平面駐車場が分布しており、特に駅西には比較的規模の大きい空地が分布している。このままの状況が続くと機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがある。

① 中心市街地の人口

人口の推移をみると、市全域、中心市街地ともに、減少傾向となっており、令和7年3月時点で市全域が 79,995 人、中心市街地が 3,237 人となっている。中心市街地の人口のシェア率は、概ね 4%で維持されている。

世帯数の推移についても市全域、中心市街地ともに、減少傾向となっており、令和7年3月時点で市全域が 33,729 世帯、中心市街地が 1,675 世帯となっている。中心市街地の人口のシェア率は、5%で維持されている。

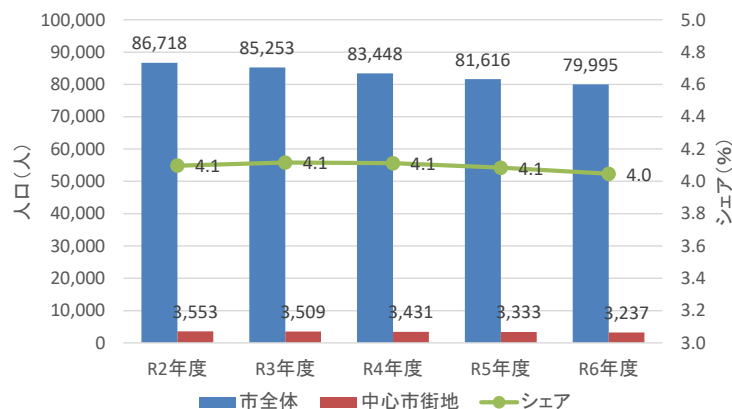


図 中心市街地及び市全域の人口

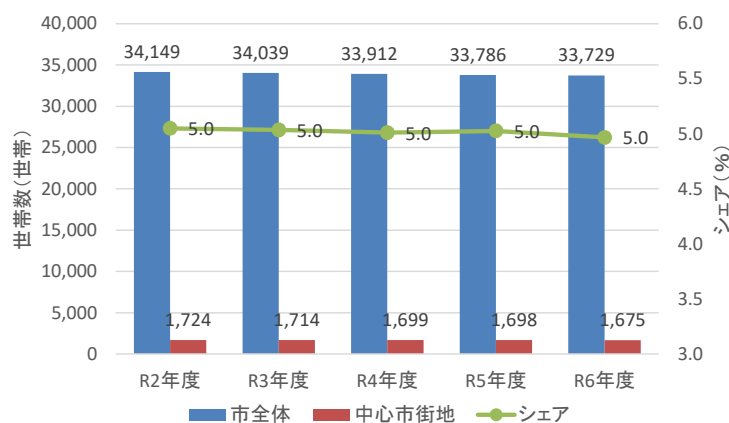


図 中心市街地及び市全域の世帯数

※数値は各年度末
出典：横手市「住民基本台帳人口」

② 中心市街地における小売業の状況

市全体の小売業の事業所数は、平成 26 年をピークに以降は減少傾向となっており、令和3年は 898 事業所で、平成 26 年からの7年間で 236 事業所減少している。

中心市街地の小売業の事業所数は、減少傾向となっており、令和3年は 132 事業所で、平成 26 年から 27 事業所減少している。

中心市街地における事業所のシェア率は、平成 24 年の 18.0%から、平成 26 年 14.0%と著しく低下し、以降は横ばいで推移している。

市全体の小売業の従業者数は、平成 26 年をピークに以降は減少傾向となっており、令和3年は 6,159 人で、平成 26 年から 663 人減少している。

中心市街地の小売業の従業者数は、減少傾向となっており、令和3年は 626 人で、平成 26 年から 141 人減少している。

中心市街地における従業者のシェア率は、平成 24 年の 15.1%から平成 26 年 11.2%と著しく低下し、以降はゆるやかな減少傾向にある。

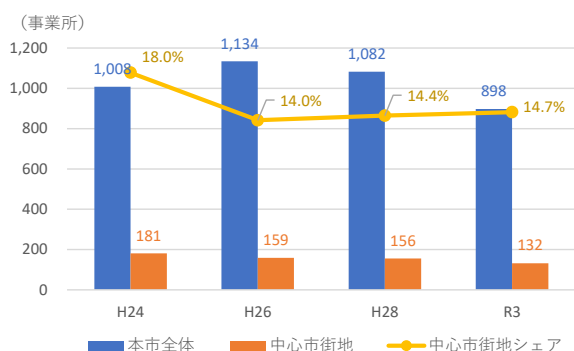


図 事業所数(小売業)の推移

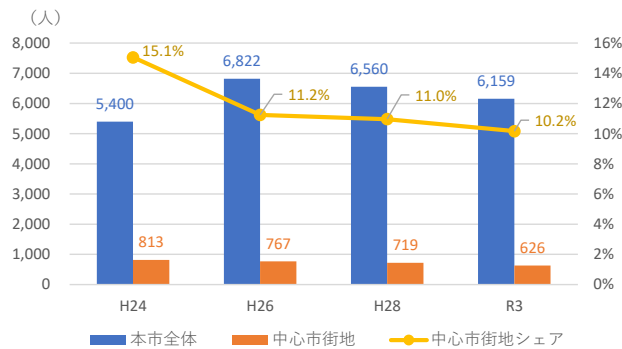


図 従業者数(小売業)の推移

出典:経済センサス

③ 空地・平面駐車場の分布状況

中心市街地区域内には多くの空地・平面駐車場が分布している。特に駅西には比較的規模の大きい空地が分布している。

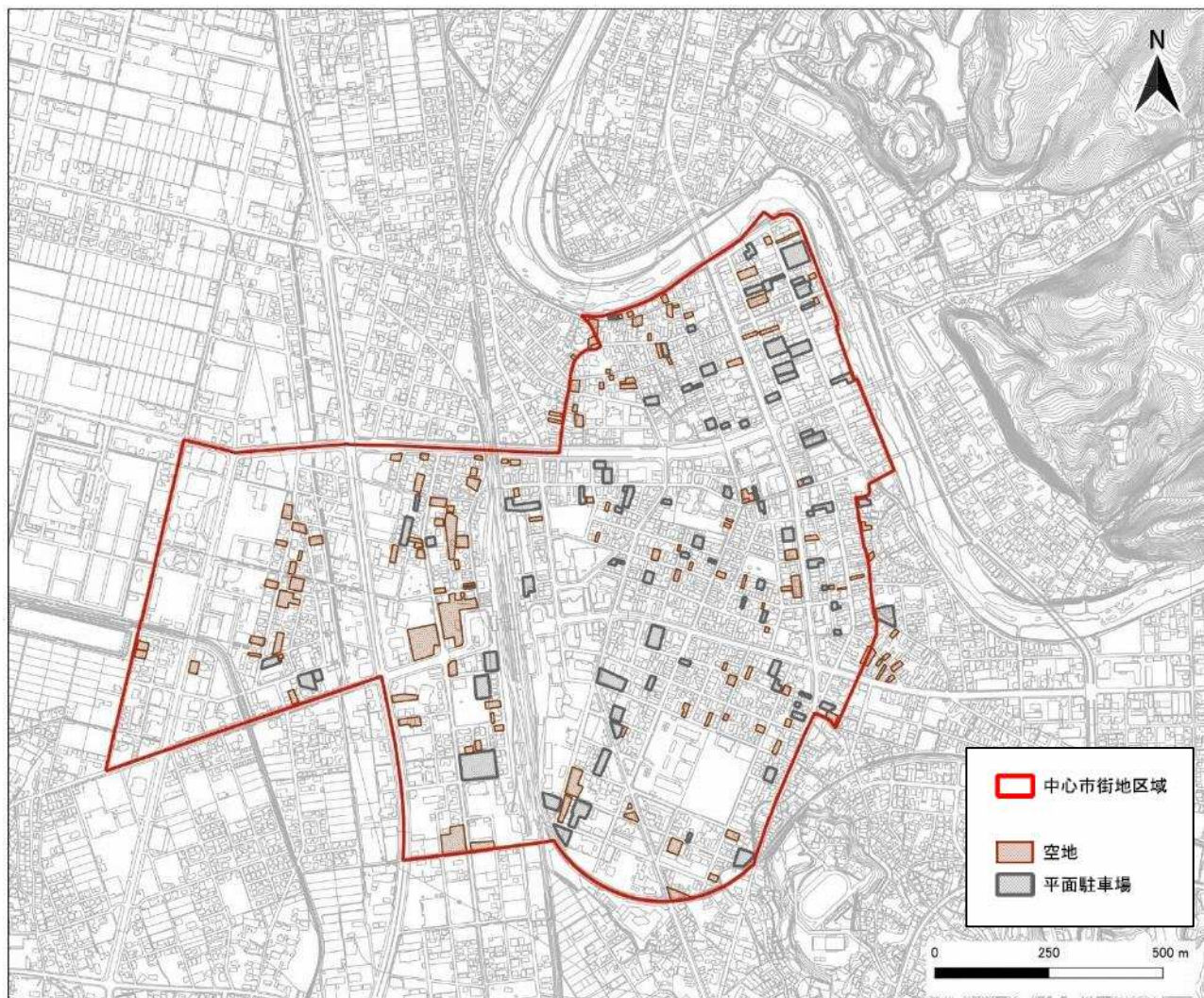


図 空地・平面駐車場の分布状況

出典：秋田県「都市計画基礎調査」をベースに、航空写真等により更新

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

① 第2次横手市総合計画(平成28年度～令和7年度)

まちの将来像を「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」とし、重点目標として「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」、「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」の2点を掲げている。

中心市街地活性化に関連した政策のうち商業に関しては、「活気ある商業の振興」として、以下のようない取り組み方針が示されている。

- ・中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営強化や商店街等の魅力向上をめざす活動の支援を行う。
- ・空き店舗の利活用を促進し、市街地の活性化と地域に根ざした商業の振興に努める。
- ・横手市創業支援事業計画に基づき、市内商工団体等と連携し地域における創業者を支援し、開業率の向上を目指し、雇用の確保・地域の活性化を目指す。

また、観光に関する政策では、「観光・物産資源の発掘と発信」として、以下のような取り組み方針が示されている。

- ・魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産 PR と情報発信や誘客を推進する。

② デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年度～令和7年度)

市民が横手市で暮らし続けたいと思うまちの実現のため、横手らしさを最大限に活かし、充実した働く場と安心して子どもを産み育てられる環境の構築を進めるとし、市のめざす姿を「働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち」、「安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち」としている。

総合戦略では以下のように目標設定され、いずれも中心市街地活性化に関係した目標となっている。

基本目標1 いきいきと働くことができるまちづくり

- ・農業経営の強化と新規就農者の確保・育成
- ・成長が期待される産業の振興支援や起業・創業支援等による雇用の確保

基本目標2 新しい人の流れづくり

- ・文化・観光振興等による交流人口・応援人口の拡大
- ・移住・定住の促進

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちづくり

- ・結婚を希望する若い世代へのアプローチ
- ・安心して子どもを産み育てられる環境のさらなる向上

基本目標4 新たな時代に対応した地域づくり・人づくり

- ・横手で活躍できる人材の育成
- ・安心して暮らしやすい地域社会の維持

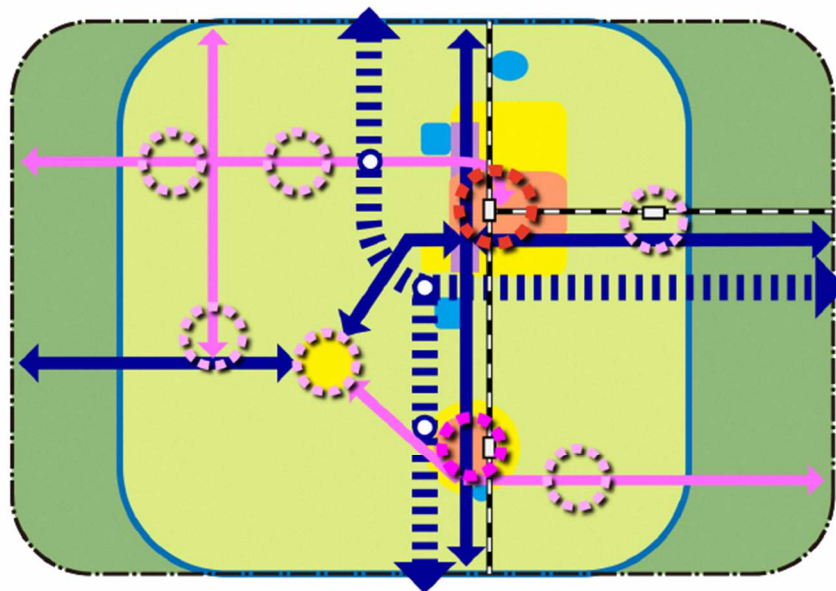
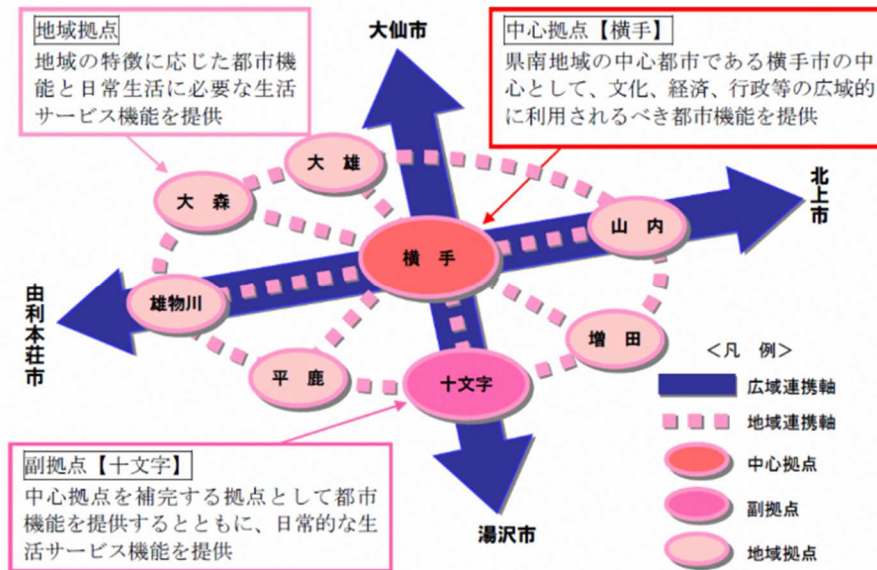
共通目標 新しい時代の流れを力にするまちづくり

- ・Society5.0の実現に向けた取り組みの推進
- ・デジタルの力を活用した取り組みの深化

③ 横手市都市計画マスタープラン(平成31年度～令和10年度)

将来都市構造では、「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」の考えのもと、中心拠点、副拠点、地域拠点を定め、拠点ごとの役割分担を明確にしつつ拠点間が連携することにより、自然や文化、地域コミュニティを維持していくとしている。

横手地域は中心拠点と位置づけられており、横手市全体のまちの活力とにぎわいの創出、文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能の提供、居住者、来街者、観光客等の多様な人々が交流することができるにぎわいの創出を担う拠点としている。



| 凡 例 | | |
|--------|--|-------------|
| 中心拠点 | | まちなか居住エリア |
| 副拠点 | | 一般居住エリア |
| 地域拠点 | | 田園居住エリア |
| 広域連携軸 | | 沿道商業エリア |
| | | 工業流通業務集積エリア |
| 地域連携軸 | | 自然交流エリア |
| 都市計画区域 | | |

④ 横手市立地適正化計画(平成31年度～令和10年度)

立地適正化計画では中心拠点が安心快適なにぎわいのある中心拠点・副拠点として再生されるよう、都市機能誘導及び居住誘導に取り組むとしている。にぎわい再生に向けて、市内最大の課題である雪に対する負担の軽減による雪に強いまちなか居住エリアを形成し、そのうえで、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の都市機能が享受できる住宅を提供し、まちなか居住を誘導する。さらに、文化機能、交流機能、商業機能等、都市での質の高い暮らしの実現及び、市内外からの来訪者の増加に資する都市機能の誘導を図るとしている。

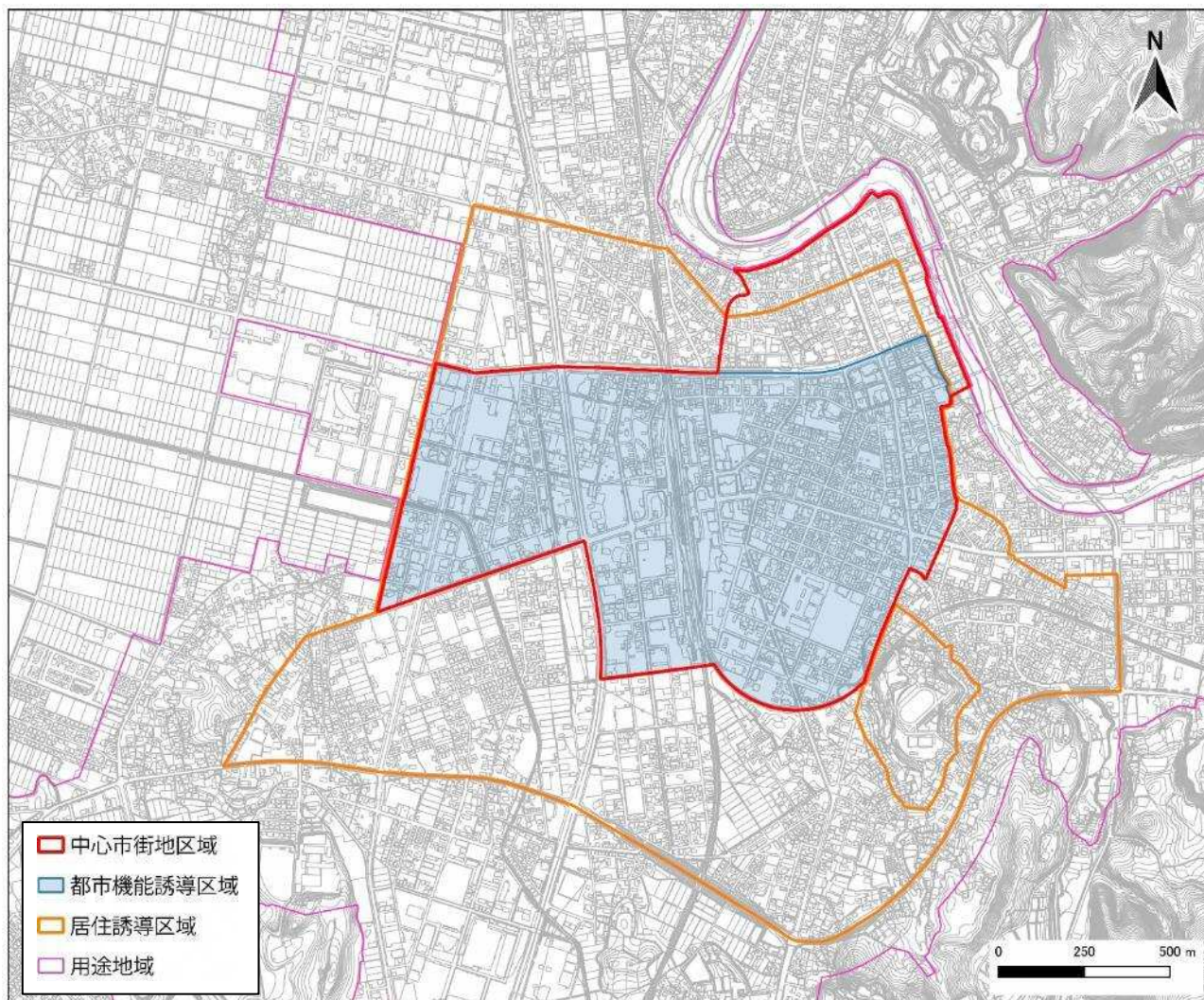


図 中心市街地の区域及び立地適正化計画の誘導区域

⑤ 横手市商工業振興計画(平成31年度～令和7年度)

「商工業の活性化が、まちに”にぎわい”を広げ、次世代へ」というスローガンのもと、5つの基本方針をたて、人口減少に歯止めをかけるため、仕事と働く場の多様性を創出するとともに、市内事業者の成長を促進し、市民所得を向上させることで、誇れる仕事と出会い働き続けられるまちを目指すとしている。

1. 地元事業者を元気にする「挑戦する事業者を支え、まちを豊かに」

(1)市内事業者の成長・育成支援

- ・市内事業者の経営力向上対策の推進
- ・市内製造業のさらなる成長支援
- ・地域の特性を活かした新たな産業の育成

(2)円滑な事業承継への支援

- ・支援機関との連携強化と情報発信
- ・事業承継支援施策の検討

2. まちを元気にする「まちに元気とにぎわいを」

(1)地域商業活性化への支援

- ・空き店舗の活用促進
- ・賑わい創出への支援
- ・商店街の環境整備への支援
- ・まちづくり活動への後押し
- ・新たな資金調達への支援

3. 新たな雇用を生み出す「働く場を創出し、永く暮らし続けられるまちに」

(1)企業誘致による雇用の創出

- ・県や地元企業と連携した企業誘致活動の推進
- ・産業振興アドバイザーとの連携
- ・IT・ソフトウェア関連産業の誘致
- ・研究機関の誘致

(2)雇用を生み出す企業・創業への支援

- ・起業に向けた情報提供、相談支援の充実
- ・起業・創業支援体制の強化
- ・起業・創業者の発掘と育成への支援
- ・起業・創業支援施設の運営

4. 人材の育成と確保を支援する「横手の優秀な人材でまちを元気に」

(1)労働力確保への支援

- ・市内事業所の人材確保に向けた支援
- ・市内事業所の魅力発信による雇用のマッチング

(2)若年者の就労、地元定着への支援

- ・若年者への市内事業所の魅力発信
- ・インターンシップ活動への支援
- ・人材育成への支援

5. 個々にあわせた働き方を支援する「働き方改革の実現で暮らしを豊かに」

(1)働き方改革実現へ向けた取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・働き方改革に取り組む事業者への支援
- ・関係機関との連携強化と情報発信
- ・内職の相談・斡旋

(2)福利厚生の充実に向けた取り組み

- ・勤労者向け福利厚生事業の推進

(3)生涯現役社会へ向けた取り組み

- ・横手市シルバー人材センターへの活動支援

⑥ 第3次横手市観光振興計画(令和3年度～令和7年度)

横手市の地域資源を活用した観光や地域産品の評価や期待を高めていくことで、「住んでみたい、訪れてみたい、産品を購入したい」という気持ちにさせる、「横手ブランドの創造」を基本理念に掲げ、新たな観光客の取り込みと更なるリピーターの拡大を目指している。施策展開の方針では、市が所有管理する観光文化施設等の適正な維持管理による、来訪者の満足度の向上への取り組みを進めるとしている。

これまでの観光振興計画策定の目的として第1次計画（平成24年度～平成27年度）では、「強い横手の観光」を目指し、もともと地域にある観光資源をこれまで以上に活かしていく計画を策定し事業への取り組みを行った。

また、第2次計画（平成28年度～令和2年度）においては、インバウンド施策の強化を盛り込み、さらには、地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光地域づくりを推進する「よこて版DMO」の設立を目指すこととし実践してきた。

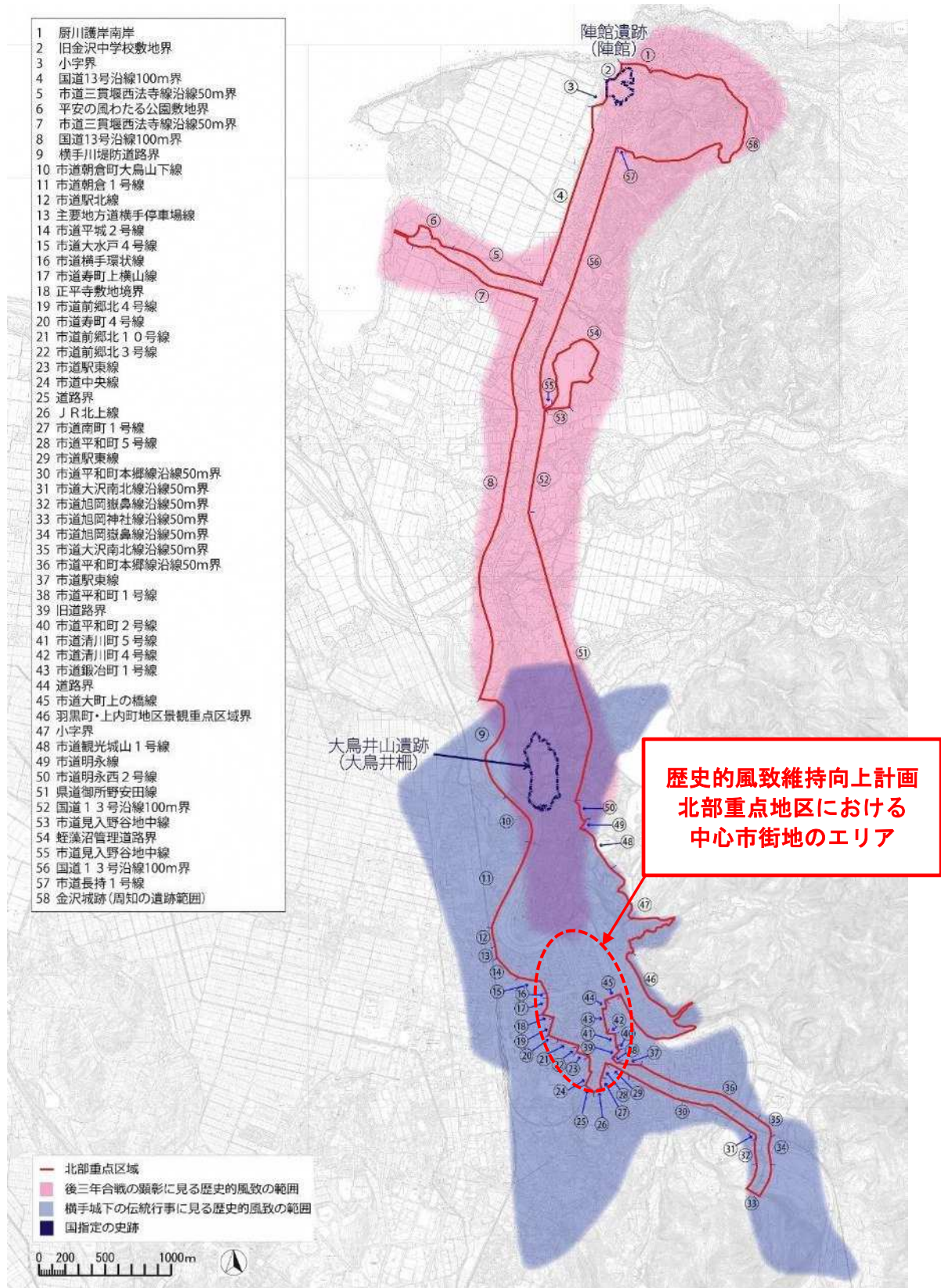
なお、今回の第3次計画では特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大打撃を受けていた観光業界が、新しい生活様式に沿った観光に取り組み反転攻勢していくことをテーマとして、他にはない「横手らしさ」を磨き上げ、オール横手で稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目的として計画策定されている。

このうち中心市街地に関する記載では、第4章 施策の展開において「横手駅周辺の賑わいを創出します。」として、横手駅東口の再開発事業と連携した観光振興策を推進し、にぎわいの創出を図ることとしている。また「図書館の特性を活用し、地域と様々に連携して地域の魅力向上を図ります。」として、地域情報の宝庫となる図書館を活用して、観光客にも喜ばれる図書館の運営を支援し観光施策を展開することとしている。

⑦ 横手市歴史的風致維持向上計画(平成30年度～令和9年度)

中心市街地では、外町と呼ばれる商人町のエリアである大町、四日町、中央町、大水戸町、田中町、鍛冶町、前郷一番町、前郷二番町、神明町などが北部重点区域に指定されている。

このエリアでは、夏季の送り盆行事や、冬季には、かまくら・梵天などの小正月行事が行われてきたほか、郷社として位置づけられた横手神明社の神輿渡御など伝統的な行事が行われている。



⑧ 第4次横手市生涯学習推進計画(令和4年度～令和8年度)

多様な生涯学習の機会が提供されることにより、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができること、また、より良い読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し人生をより深く生きることができること、さらに、学びによる「まちづくり・人づくり」や学びの成果を活かす「循環型の学び社会づくり」に引き続き取り組み、推進していくことを目的として、横手市教育委員会が令和4年3月に策定した。

この中では、学び推進の重点的な方向を定めており、中心市街地活性化に関連する施策として、市民からの要望が最も多い「建物や設備の充実」に対応すべく、新市民会館の整備にあたり市民主体の芸術文化活動の拠点として、施設整備の充実や利用者サービスの向上を目指して検討を進めることとしている。

また、横手駅東口に令和6年度にオープンした横手市生涯学習館「Ao-na」内にある新横手図書館では、従来の図書館機能を充実させながら、蔵書管理にICタグを導入するとともに、自動貸し出しや自動返却ができるようにするなど、利便性の向上を図りながら図書館業務の効率化を進めている。

また、施設全体が市民の情報交流の場としても利用できるように、快適で居心地のよい空間づくりを目指して整備を行った。

⑨ 第4期横手市総合雪対策基本計画(令和6年度～令和8年度)

特別豪雪地帯に指定されている全国の自治体の中でも積雪深が非常に大きい横手市では、これまでも道路除雪をはじめ高齢者世帯の雪処理支援など幅広く雪対策を行い、降雪期間の安全な生活の確保に向け様々な取り組みを進めてきたが、雪に起因する事故は毎年発生しており、特に、高齢者などが無理をすることなく生活できる環境整備が、依然として重要な課題となっている。

人口減少や高齢化の進行に伴い、このような課題への対応の重要性はますます高まっていることから、これまでの取り組みを継続・改善し、市民と行政、事業所の協働のもとで雪に強い横手市をつくっていくことを柱として、令和6年3月に第4期横手市総合雪対策基本計画を策定した。

基本計画では、8項目の基本目標に19施策を定め、施策ごとの実行計画として58のアクションプログラムを設定し雪対策への取り組みを行っている。

このうち中心市街地に関係するものとして、施策4-3「だれもが暮らしやすく、雪に強いまちなかの形成」として、幅員が狭い道路への対策や高齢者世帯への支援策などの取り組みが行われている。また、中心市街地が含まれる横手地域では、年間2回の横手地域雪対策連絡協議会を開催し、様々な立場を代表する委員と行政によって、雪処理に関する意見交換を行うとともに課題への対応策について検討を行っているほか、代表者が全市を対象とした雪対策連絡協議会へ出席し、市全体での総合雪対策基本計画に対する進行管理などを行っている。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の方針「住んでよし 訪れてよし 四季を通じて多様な交流が生まれる よこでのまちなか」を目指して、実現に向けた取組を計画的に推進するとともに、方針ごとの目標及びその達成状況を図るための目標指標を設定し、定期的にフォローアップを行うことで確実な事業実施へとつなげる。

| 基本方針 | 目標 | 目標指標 |
|----------------------------|-------------------|-----------------|
| 【にぎわい】：多様な交流の創出により賑わうまちづくり | 中心市街地での人々の活動の活性化 | 公共施設の利用者数 |
| 【すまい】：冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり | 中心市街地で新たに生活する人の増加 | 中心市街地居住人口の社会増減 |
| 【なりわい】：すべての人がいきいきと働けるまちづくり | 中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | 中心市街地の新規事業所・店舗数 |

[2] 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、計画の各事業の効果が発現する時期を考慮し、令和8年4月～令和13年3月までの5年間とする。

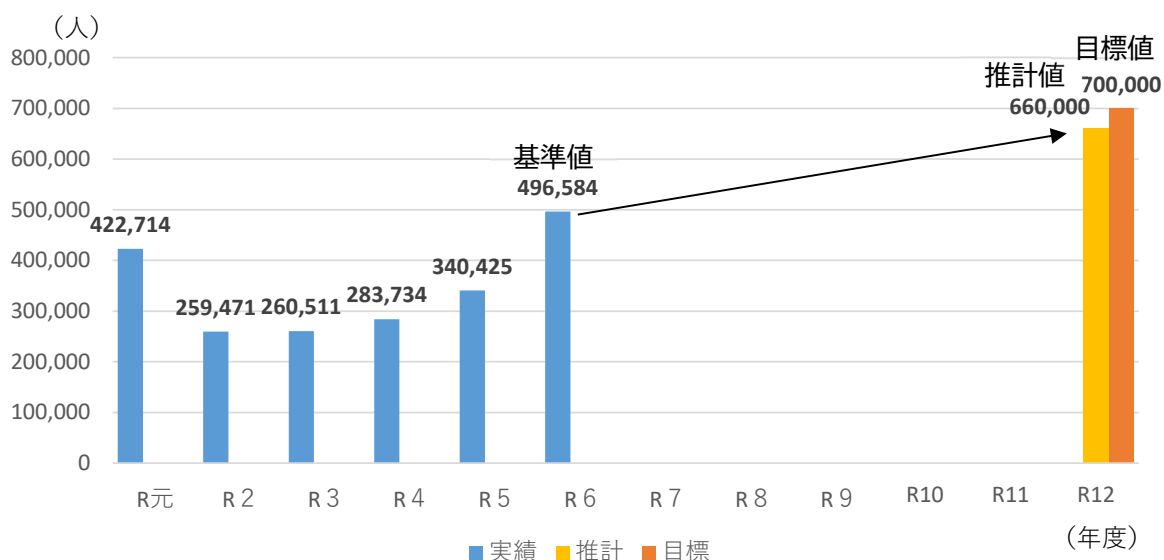
[3] 目標指標の設定の考え方

基本方針1 【にぎわい】多様な交流の創出により賑わうまちづくり

【にぎわい】多様な交流の創出により賑わうまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地での人々の活動の活性化」を目標として設定する。

また、目標指標を中心市街地活性化区域内の主要な「公共施設の利用者数」（横手市ふれあいセンター「かまくら館」、横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」、横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらざ」、令和6年9月に開館した横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）の合計）とする。

| 目標指標 | 基準値 (令和6年度) | ① 推計値 (令和12年度) | ② 事業による増加数 (令和12年度) | ③ 目標値 (令和12年度) |
|-----------------------|----------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| 公共施設の利用者数 (年間) (人) | 496,584 | 660,000 | 40,000 | 700,000 |



① 基準値

公共施設の利用者数の基準値を、令和6年度の実績より496,584人とする。

<対象とする公共施設>

横手市ふれあいセンター「かまくら館」

横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」

横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらざ」

旧横手図書館 ※令和6年2月末閉館

横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）

※「Ao-na」は令和6年9月開館のため、その利用者数は、開館から令和7年3月末までの実績とする。

※旧横手図書館は、令和6年9月に「Ao-na」へ移転したため、基準値には含まない。

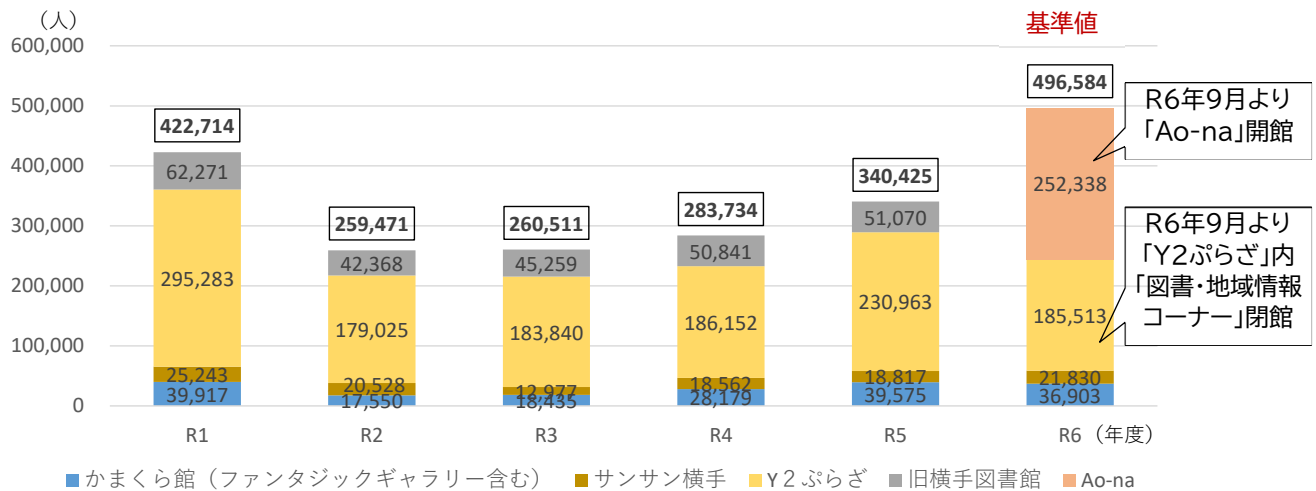


図 中心市街地活性化区域内の主要な公共施設の利用者数

② 推計値

【「Ao-na」以外の公共施設の推計値】

横手市ふれあいセンター「かまくら館」、横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」、横手市交流センター「Y2 (わいわい) ぶらざ」は、コロナ禍により利用人数が減少したが、回復傾向がみられる。

このことから、令和2年以降の利用者数に対して近似式を用いて推計し、3つの公共施設の令和12年度の推計値を250,000人とする。

※推計値の算出にあたり、令和6年度に閉館した横手市交流センター「Y2 (わいわい) ぶらざ」の「図書・地域情報コーナー」の利用者数は除く。

表 「Ao-na」以外の公共施設の利用者数

| 年度 | かまくら館 | サンサン横手 | Y2ぶらざ(1階 図書・情報コー ナー除く) | 合計 |
|-------|--------|--------|------------------------------|---------|
| 令和元年度 | 39,917 | 25,243 | 204,187 | 269,347 |
| 令和2年度 | 17,550 | 20,528 | 116,134 | 154,212 |
| 令和3年度 | 18,435 | 12,977 | 121,917 | 153,329 |
| 令和4年度 | 28,179 | 18,562 | 114,943 | 161,684 |
| 令和5年度 | 39,575 | 18,817 | 140,876 | 199,268 |
| 令和6年度 | 36,903 | 21,830 | 124,274 | 183,007 |



図 既存公共施設の推計値

【「Ao-na」（横手図書館）の推計値】

「Ao-na」（横手図書館）については、開館直後のため利用が集中していた令和6年9月、10月を除く、令和6年11月～令和7年8月の1日当たりの利用人数 1,158 人に、年間の開館日数（358日）を乗じ、年間の利用者数の推計値を 410,000 人と設定する。

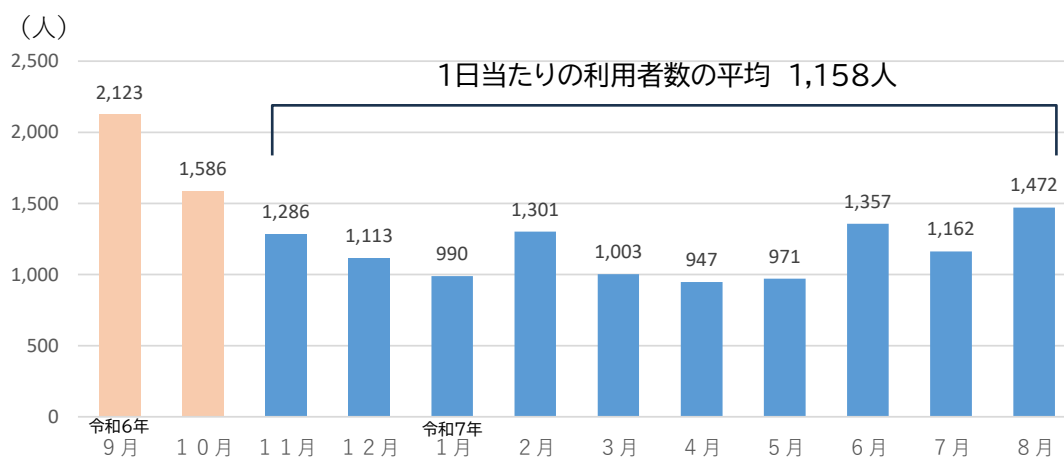


図 「Ao-na」(横手図書館)の月別1日あたりの利用者数

表「Ao-na」(横手図書館)の月別利用者数

| 年 | 月 | 利用者数 (人) | 累積 (人) | 開館日数 (日) | 1日当たりの 利用者数(人) |
|------|-----|-------------|-----------|-------------|-------------------|
| 令和6年 | 9月 | 36,089 | 36,089 | 17 | 2,123 |
| | 10月 | 49,170 | 85,259 | 31 | 1,586 |
| | 11月 | 38,568 | 123,827 | 30 | 1,286 |
| | 12月 | 32,269 | 156,096 | 29 | 1,113 |
| 令和7年 | 1月 | 28,707 | 184,803 | 29 | 990 |
| | 2月 | 36,431 | 221,234 | 28 | 1,301 |
| | 3月 | 31,104 | 252,338 | 31 | 1,003 |
| | 4月 | 28,424 | 280,762 | 30 | 947 |
| | 5月 | 30,094 | 310,856 | 31 | 971 |
| | 6月 | 36,639 | 347,495 | 27 | 1,357 |
| | 7月 | 36,030 | 383,525 | 31 | 1,162 |
| | 8月 | 45,618 | 429,143 | 31 | 1,472 |

【公共施設利用者数の推計値】

「「Ao-na」以外の公共施設」と「「Ao-na」(横手図書館)」の推計値を合計し、公共施設利用者数の推計値を660,000人と設定する。

③目標値

ア 「Ao-na」以外の公共施設の目標値

横手市ふれあいセンター「かまくら館」、横手市勤労者等福祉施設「サンサン横手」、横手市交流センター「Y2(わいわい)ぷらざ」は、コロナ禍により利用人数が減少したが、回復傾向がみられるものの、コロナ禍前の水準までは回復していない。

また、「Ao-na」(横手図書館)が令和6年9月に開館したことにより、隣接する横手市交流センター「Y2(わいわい)ぷらざ」の令和6年度の利用者が減少している。

よって、目標値はコロナ禍前の令和元年度の水準まで回復することを目標とし、目標値270,000人と設定する。

イ 「Ao-na」(横手図書館)の目標値

「Ao-na」(横手図書館)については、整備前の想定を上回る利用者数を記録している。

今後も開館時の高い利用水準を維持するため、生涯学習館利用促進事業(ソフト事業)によるイベントの充実など、利用促進策を継続的かつ効果的に実施していくこととし、目標値は、直近の1年間(令和6年9月～令和7年8月)の1日当たりの利用人数1,198人に、年間の開館日数(358日)を乗じ、年間の利用者数の目標値430,000人と設定する。

ア：目標値 270,000人＋イ：目標値 430,000人＝公共施設の利用者数：目標値 700,000人

④関連する各事業

ア 生涯学習館利用促進事業（ソフト事業）による効果

令和6年9月に開館した横手市生涯学習館「Ao-na」では、「～人と人が『つどい、つながる』交流拠点～」をコンセプトに、ミニコンサートやミニシアター、朗読会、様々な作家の方を招聘してのワークショップやトークイベント、歴史文化遺産展示、Ao-na 学生ボランティア主催による「Ao-na フェス」の開催など、市民の学びや活動を多面的に支援する事業を実施している。

また、伝統行事である「横手の雪まつり」や「横手の送り盆まつり」の開催にあわせたイベントも実施することで、引き続き誰もがいつでも心地良く集える居場所づくりや学習機会を提供するとともに、市民が施設を活用して実施する活動のサポートやイベント会場としての活用などによって「Ao-na」の利用者増を図り、横手駅東口を中心とした交流や賑わいを創出する。

●事業効果の対象となる主な施設：横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）

イ 横手のまつり・イベント振興による活性化事業による効果

伝統的行事である「横手の雪まつり」（例年2月開催）「横手の送り盆まつり」（例年8月開催）や「よこての全国線香花火大会」（例年7月開催）「横手駅東口まつり」（例年10月開催）といったイベントの開催に合わせて、各公共施設においてもイベント等を実施し、公共施設を会場の一部として活用していく。

関西圏を中心とした国内誘客やインバウンド事業の推進、一般社団法人横手市観光推進機構との連携による観光客の満足度向上や新たな横手駅東口の賑わい創出に取り組むことで、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上を図り、中心市街地活性化区域内のにぎわいの創出と公共施設の利用者増に寄与する。

●事業効果の対象となる主な施設：目標指標の対象となるすべての公共施設

ウ よこてわいわいワイドによる効果

横手駅東口のよこてイーストを主な拠点として、納涼ビアガーデンやエコライフフェスタ・秋フェスなど、年間を通して様々なイベントを開催している。よこてイースト内の公共施設である「Y2（わいわい）ぷらぎ」においても、1階オープンスペースを会場に弾き語りコンサートやフリーマーケットなどを実施しており、公共施設の活用も含む通年型のイベント実施により、より多くの人々の来街機会を増やし、商店街の活性化と公共施設の利用者増につなげる。

●事業効果の対象となる主な施設：横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらぎ」
横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）

エ 健康の駅事業による効果

「Y2（わいわい）ぷらぎ」内にある健康の駅よこて東部トレーニングセンターでは運動指導スタッフが常駐し、幅広い年代の利用者に運動を切り口とした健康づくりを提供している。有酸素運動マシン等によるトレーニングをはじめ、個々の身体特性に応じた指導のほか、健

康運動教室など各種事業を展開している。

今後は、これまで取り入れていなかった SNS を活用して全世代へ広く PR するほか、既存の利用者に向けても魅力ある内容を提供し、健康に関する情報の発信を継続することで健康寿命の延伸には運動が必要であることを住民へ浸透させ、利用者増につなげる。

●事業効果の対象となる主な施設：横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらざ」

オ 横手駅東口第二地区市街地再開発事業（集合住宅整備）による効果

横手駅東口第二地区市街地再開発事業により集合住宅が整備され居住人口の増加（168人）が見込まれている。集合住宅の整備とあわせて商業店舗が整備予定であることに加え、都市構造再編集中支援事業による歩車道段差の解消や融雪施設の整備、照明灯の設置等を実施しており、引き続き居住者が快適に生活し移動できる環境の形成に取り組むことで、最寄りの公共施設である「Y2（わいわい）ぷらざ」や「Ao-na」の利用促進を図る。

●事業効果の対象となる主な施設：横手市交流センター「Y2（わいわい）ぷらざ」
横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）

カ 自主文化事業及び芸術文化推進事業による効果

かまくら館等を拠点とし、芸術文化にふれる機会や市民による交流機会を創出するため、公共ホール活性化事業（おんかつ）や芸術鑑賞事業、市と自主文化事業委員会の共催による映画上映といった事業を実施している。公共ホール活性化事業（おんかつ）の事業拡大や、地域連携コンソーシアムとの連携による障がい者を対象としたワークショップなど、市民がより芸術文化を身近に感じることができるとともに、市民による活動成果の発表の場を提供することで、中心市街地への来街者の増加を促し、芸術文化を通じた交流を促進する。

●事業効果の対象となる主な施設：横手市ふれあいセンター「かまくら館」

【一般社団法人横手市観光推進機構との連携】

一般社団法人横手市観光推進機構は、横手駅内に事務所を置き、横手駅東口総合ラウンジの観光コーナーの運営や、JR 横手駅と連携した JR 北上線の利用促進による県外からの観光客誘致、横手駅東口へのレンタサイクルの設置による横駅周辺の回遊性向上にも取り組んでいる。

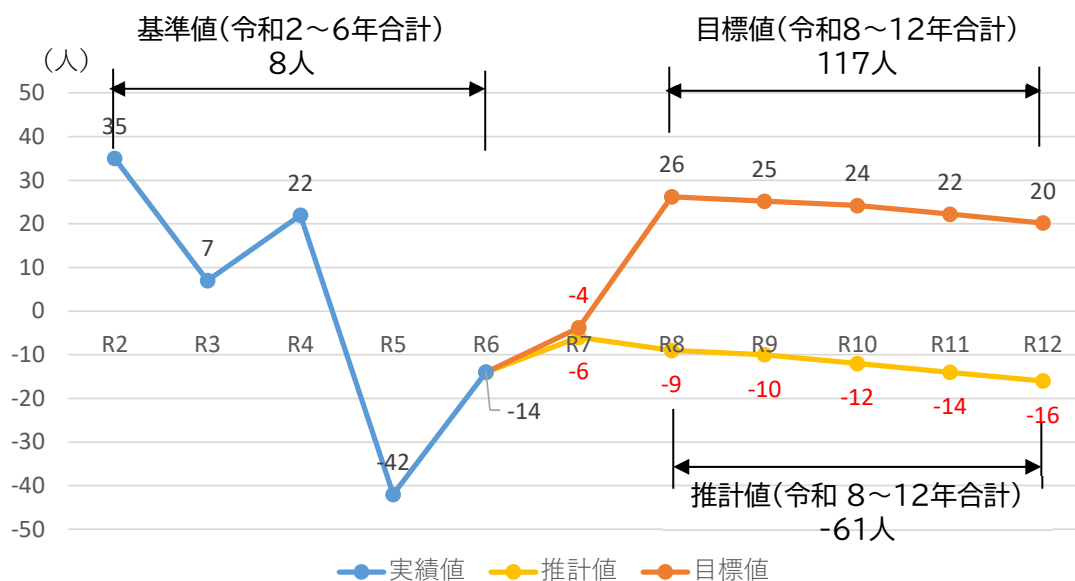
また、令和4年度から6年度にかけては観光庁の「観光地の再生・地域一体となった高付加価値化事業」を活用し、市内の宿泊施設や観光施設の整備・改修を実施し、インバウンド誘客も視野に入れた観光客数及び交流人口増加を目的とした事業を推進している。

アからカまでの各事業を実施するにあたり、一般社団法人横手市観光推進機構と実施団体が連携し、各公共施設で実施するイベントへの観光誘客や、ホームページや SNS を活用してのプロモーション等により、公共施設の利用者数の増加や市外からの来客数の増加による賑わいと交流の創出に取り組んでいく。

基本方針2【すまい】:冬季も安心して快適に暮らせるまちづくり

【すまい】：冬季も安心して快適に暮らせるまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地で新たに生活する人の増加」を目標として設定する。また、目標指標を「中心市街地居住人口の社会増減」とする。

| 目標指標 | 基準値 (令和2～6年) | ① 推計値 (令和8～12年) | ② 事業による増加数 (令和8～12年) | ③ 目標値 (令和8～12年) |
|-------------------|-----------------|--------------------|-------------------------|--------------------|
| 中心市街地居住人口の社会増減(人) | 8 | -61 | 178 | 117 |



① 推計値

中心市街地の居住人口の社会増減は、年ごとに増減しているが、過去10年間の推移をみると、減少傾向となっている。近似式により推計をおこない、令和8年から12年の社会増減の累計、-61人を推計値とする。

② 事業による増加数

i 直接的に効果が見込まれる事業

ア 横手駅東口第二地区市街地再開発事業（集合住宅整備）による効果

横手駅東口第二地区市街地再開発事業により集合住宅が2棟83戸整備されることから、新規居住者として168人の増加が見込まれる。

イ 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業による効果

豪雪地域である横手市において、雪対策、省エネルギー・断熱化、バリアフリー化、防災減災を目的とした住宅改修工事に対する補助を行い、高齢者等が安全で快適に暮らすことができる住環境を整備することで、10人の増加が見込まれる

※既存住宅の改修による新規居住者を1世帯2人/年×5年=10人と見込む。

ii 間接的に効果が見込まれる事業

ア 住宅・建築物安全ストック形成事業

木造住宅の耐震診断および耐震改修・建替工事にかかる工事費用の一部を補助し、安全な住宅ストックを増やすことで、居住者の増加に寄与する。

イ 横手市空き家バンク事業

空き家を「売りたい（貸したい）方」と「買いたい（借りたい）方」を結びつけることで、空き家の利活用を促進し、居住者の増加に寄与する。

ウ 移住・定住促進事業

移住コーディネーターを配置して相談対応等の支援を行い、また移住者に対し移住支援金を交付することで移住を促進し、居住者の増加に寄与する。

③ 目標値

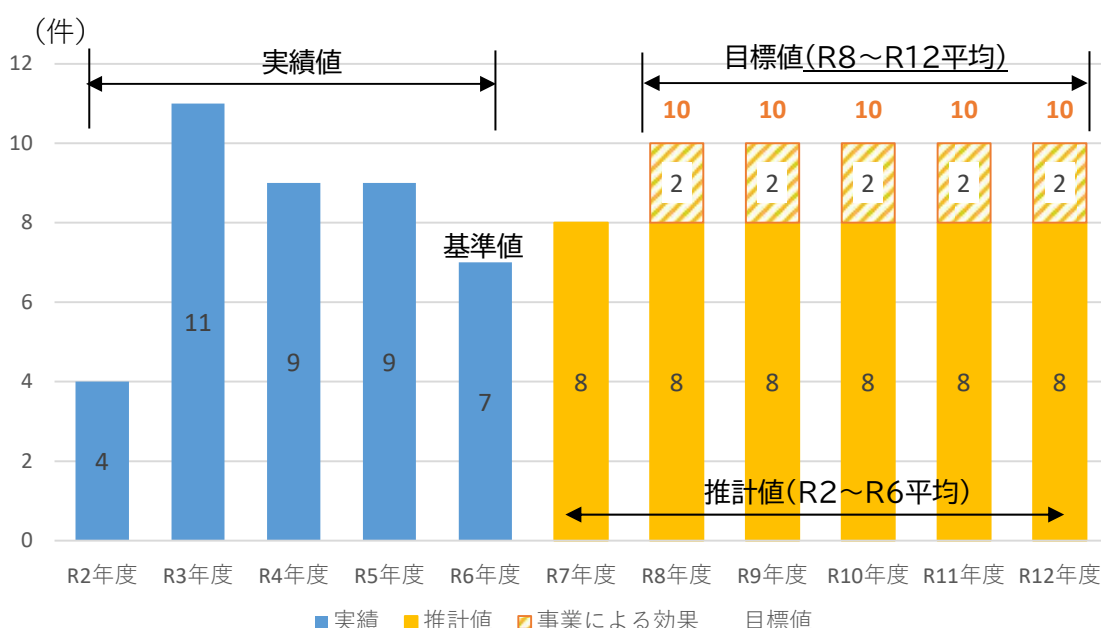
「① 推計値」—61人に、「② 事業による増加数」178人を加え、117人を目標値とする。

基本方針3【なりわい】:すべての人がいきいきと働けるまちづくり

【なりわい】：すべての人がいきいきと働けるまちづくりの効果を検証するために、「中心市街地の新規事業所・店舗の増加」を目標として設定する。

また、目標指標を「中心市街地の新規事業所・店舗数」とし、起業・創業支援事業補助金及び空き店舗等利活用支援事業補助金の活用状況から把握することとする。

| 目標指標 | 基準値 (令和6年度) | ①推計値 (令和8~12年度平均) | ②事業による増加数 (令和8~12年度平均) | ③目標値 (令和8~12年度平均) |
|--------------------|----------------|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 中心市街地の新規事業所・店舗数(件) | 7 | 8 | 2 | 10 |



① 推計値

中心市街地の新規事業所・店舗数は、起業・創業支援事業補助金及び空き店舗等利活用支援事業補助金の活用状況から把握する。推計値は、令和2年～令和6年の平均より、平均8件とする。

表 起業・創業支援事業補助金及び空き店舗等利活用支援事業補助金の活用件数

| | 起業・創業支援事業補助金 | | | 空き店舗等利活用支援事業補助金 | | | 合計 | | |
|------|--------------|---------|----------|-----------------|---------|----------|----|---------|----------|
| | | うち中心市街地 | 中心市街地シェア | | うち中心市街地 | 中心市街地シェア | | うち中心市街地 | 中心市街地シェア |
| 令和2年 | 14 | 3 | 21.4 | 2 | 1 | 50.0 | 16 | 4 | 25.0 |
| 令和3年 | 6 | 1 | 16.7 | 11 | 10 | 90.9 | 17 | 11 | 64.7 |
| 令和4年 | 13 | 3 | 23.1 | 8 | 6 | 75.0 | 21 | 9 | 42.9 |
| 令和5年 | 12 | 2 | 16.7 | 8 | 7 | 87.5 | 20 | 9 | 45.0 |
| 令和6年 | 15 | 0 | 0.0 | 10 | 7 | 70.0 | 25 | 7 | 28.0 |
| 平均 | 12 | 2 | 15.0 | 8 | 6 | 79.5 | 20 | 8 | 40.4 |

② 事業による増加数

i 直接的に効果が見込まれる事業

ア 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業による効果

横手駅東口第二地区市街地再開発事業を実施することで中心市街地の来街者が増加し、民間事業者の起業・創業・出店意欲が高まることで令和8年度から令和12年度において平均1件の増加を見込む。

イ 起業・創業支援事業補助金及び空き店舗等利活用支援事業補助金による効果

新たに起業しようとする方や中小事業者等のニーズや課題を把握し、各補助金において補助対象経費の見直し等を検討することで、推計値に対して令和8年度から令和12年度において平均1件の増加を見込む。

ii 間接的に効果が見込まれる事業

ア 起業家育成事業

起業のための各種セミナー・ワークショップ・講演会等の開催や、ハンズオン支援プログラムにより将来的なまちづくり人材の輩出・育成を図ることで、起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

イ Bizサポートよこて

起業者のスタートアップオフィスや県外企業のサテライトオフィス、横手でビジネスをする方のコワーキングスペースとして活用できるインキュベーション施設を設置することで起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

ウ 次世代人財育成塾

若い世代の人を対象に、IT・DX、金融・経済、国際交流等をテーマにセミナーやワークショップを行い、次世代に活躍できる人材を育成することで起業・創業を支援し、起業・創業・新規出店数の増加に寄与する。

③ 目標値

「① 推計値」平均8件に、「② 事業による増加数」平均2件を加え、令和8年度から令和12年度において平均10件を目標値とする。

◇ 4から8までに掲げる事業一覧

・全64事業（うち、再掲6事業）

※「目標（目標指標）」における凡例

◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる

○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

| 事業番号 | 再掲事業番号 | 事業区分 (新規/ 継続) | 事業名 | 事業主体 | 支援措置区分 | 支援措置 | 支援主体 | 目標(目標指標) | | |
|------|----------------------|---------------------|----------------------|-------------------|--------|----------------------------|----------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 目標1 (目標指標 ①) | 目標2 (目標指標 ②) | 目標3 (目標指標 ③) |
| 4-1 | | 新規 | 横手駅西口周辺トリアル活用事業 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ○ | — | — |
| 4-2 | | 新規 | 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | (3) | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | 国土交通省 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 4-3 | | 新規 | 景観・屋外広告物対策事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | ○ | — |
| 4-4 | | 新規 | まちなか回遊空間調査検討事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | ○ | ○ |
| 5-1 | | 新規 | 生涯学習館利用促進事業 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 5-2 | | 新規 | 自主文化事業 | 横手市自主文化事業委員会 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 5-3 | 4-2、 6-1、 7-10 | 新規 | 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | (3) | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | 国土交通省 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 5-4 | | 新規 | 子育て支援事業 | 横手市 | (3) | 地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援交付金 | こども家庭庁 | — | ○ | — |
| 5-5 | | 新規 | こども・若者相談窓口事業 | 横手市 | (3) | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | 厚生労働省 | — | ○ | — |
| 5-6 | | 新規 | 芸術文化推進事業 | 横手市 | (4) | 公共ホール音楽活性化支援事業 | (一財)地域創造 | ◎ | — | — |
| 6-1 | 4-2、 5-3、 7-10 | 新規 | 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | (3) | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | 国土交通省 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 6-2 | | 新規 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 | 横手市 | (3) | 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) | 国土交通省 | — | ○ | — |
| 6-3 | | 新規 | 空き家バンク活用推進補助事業 | 横手市 | (3) | 空き家対策総合支援事業 | 国土交通省 | — | ○ | — |
| 6-4 | | 新規 | 空家等除却費補助事業 | 横手市 | (3) | 空き家対策総合支援事業 | 国土交通省 | — | ○ | — |
| 6-5 | 5-4 | 新規 | 子育て支援事業 | 横手市 | (3) | 地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援交付金 | こども家庭庁 | — | ○ | — |
| 6-6 | | 新規 | 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 | 横手市 | (4) | | | — | ◎ | — |
| 6-7 | | 新規 | 除雪活動費補助金 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-8 | | 新規 | 生活道路除排雪協働事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |

◇ 4から8までに掲げる事業一覧

| 事業番号 | 再掲事業番号 | 事業区分 (新規/ 継続) | 事業名 | 事業主体 | 支援措置区分 | 支援措置 | 支援主体 | 目標(目標指標) | | |
|------|---------------------|---------------------|--------------------------|--|--------|------------------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | | | | | 目標1 (目標指標 ①) | 目標2 (目標指標 ②) | 目標3 (目標指標 ③) |
| 6-9 | | 新規 | 横手地域雪対策連絡協議会 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-10 | | 新規 | 横手市空き家バンク事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-11 | | 新規 | 地域おこし協力隊 空き家改修事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-12 | | 新規 | 移住・定住支援事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-13 | | 新規 | 民間まちづくり会社による移住・定着促進活動 | 横手まちづくり(株) | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-14 | | 新規 | 病院群輪番制病院運営事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 6-15 | | 新規 | 在宅当番医制運営事業 | 横手市 | (4) | | | — | ○ | — |
| 7-1 | | 新規 | よこてシティハーフマラソン | よこてシティハーフマラソン実行委員会 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ○ | — | — |
| 7-2 | | 新規 | 起業・創業支援事業 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | — | — | ◎ |
| 7-3 | | 新規 | 空き店舗等利活用支援事業 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | — | — | ◎ |
| 7-4 | | 新規 | 横手のまつり・イベント振興による活性化事業 | (一社)横手市観光協会(雪まつり委員会・送り盆まつり委員会)、よこての全国線香花火大会実行委員会、横手駅東口まつり実行委員会 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 7-5 | | 新規 | よこてわいわいワイド | 横手駅前商店街振興組合 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 7-6 | 5-1 | 新規 | 生涯学習館利用促進事業 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 7-7 | 5-2 | 新規 | 自主文化事業 | 横手市自主文化事業委員会 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 7-8 | | 新規 | 横手市中心市街地にぎわいイベント事業補助金 | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ○ | — | — |
| 7-9 | | 新規 | わくわくモータパーク in Yokote(仮称) | 横手市 | (2)① | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | ◎ | — | — |
| 7-10 | 4-2、 5-3、 6-1 | 新規 | 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | (3) | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | 国土交通省 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7-11 | | 新規 | 起業家育成事業 | 横手市 | (3) | 都市構造再編集中支援事業(横手駅周辺地区) | 国土交通省 | — | — | ○ |
| 7-12 | | 新規 | 健康の駅事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-13 | | 新規 | スポーツ大会誘致事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-14 | | 新規 | Biz サポートよこて | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-15 | | 新規 | サテライトオフィス進出支援事業 | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-16 | | 新規 | 起業ワンストップ相談窓口 | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |

| 事業番号 | 再掲事業番号 | 事業区分 (新規/ 継続) | 事業名 | 事業主体 | 支援措置区分 | 支援措置 | 支援主体 | 目標(目標指標) | | |
|------|--------|---------------------|---------------------------------|-------------------------|--------|----------------|----------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | | | | | | 目標1 (目標 指標 ①) | 目標2 (目標 指標 ②) | 目標3 (目標 指標 ③) |
| 7-17 | | 新規 | 高い販わい創出事業 | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-18 | | 新規 | キッチンカー導入支援事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | ○ |
| 7-19 | | 新規 | 商工団体連携地域活性化事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | ○ |
| 7-20 | | 新規 | IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金 | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-21 | | 新規 | YOKOTE 音 FESTIVAL | YOKOTE 音 FESTIVAL 実行委員会 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-22 | | 新規 | 横手駅東西交流施設管理事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-23 | | 新規 | 横手駅西口祭 | 横手駅西口駅前振興組合 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-24 | | 新規 | 地域おこし協力隊起業・事業承継経費 | 横手市 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-25 | | 新規 | よあそび楽座 | よあそび楽座実行委員会 | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-26 | | 新規 | ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-27 | | 新規 | 旧片野家活用事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-28 | | 新規 | 観光拠点施設利便性・満足度向上事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-29 | | 新規 | 観光誘客推進インバウンド対応事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-30 | | 新規 | かまくらレンタサイクル | (一社)横手市観光推進機構 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-31 | | 新規 | 横手市のPR事業 | 横手まちづくり(株) | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-32 | | 新規 | 横手駅前活性化事業 | 横手まちづくり(株) | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-33 | | 新規 | 横手市農産物直売所「あばだらけ」 | 横手市農産物直売所会員 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-34 | | 新規 | 次世代人財育成塾 | 横手商工会議所 | (4) | | | ○ | — | ○ |
| 7-35 | | 新規 | 横手市農商工連携協議会の運営 | 横手市農商工連携協議会 | (4) | | | ○ | — | ○ |
| 7-36 | | 新規 | 「横手駅前街かどステーション」(仮称)整備事業 | 横手まちづくり(株) | (4) | | | — | — | ○ |
| 7-37 | | 新規 | ふれあいセンターかまくら館管理事業 | (一社)横手市観光協会 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-38 | 5-6 | 新規 | 芸術文化推進事業 | 横手市 | (4) | 公共ホール音楽活性化支援事業 | (一財)地域創造 | ◎ | — | — |
| 7-39 | | 新規 | よこてお城山クラフトフェア | よこてお城山クラフトフェア実行委員会 | (4) | | | ○ | — | — |
| 7-40 | | 新規 | よこて桜まつり | (一社)横手市観光協会 | (4) | | | ○ | — | — |

◇ 4から8までに掲げる事業一覧

| 事業 番号 | 再掲 事業 番号 | 事業 区分 (新規/ 継続) | 事業名 | 事業主体 | 支援 措置 区分 | 支援措置 | 支援 主体 | 目標(目標指標) | | |
|----------|----------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | | | | | | 目標1 (目標 指標 ①) | 目標2 (目標 指標 ②) | 目標3 (目標 指標 ③) |
| 7-41 | | 新規 | 横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこてWARP) | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 8-1 | | 新規 | 横手デマンド交通・循環バス運行事業 | 横手市地域公共交通活性化協議会・バス事業者・タクシー事業者 | (3) | 地域公共交通確保維持改善事業 | 国土交通省 | ○ | ○ | ○ |
| 8-2 | | 新規 | 運転免許証自主返納サポート制度 | 横手市地域公共交通活性化協議会 | (4) | | | ○ | — | — |
| 8-3 | | 新規 | 障がい者タクシー利用・通院交通費助成事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 8-4 | | 新規 | 交通助成券交付事業 | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |
| 8-5 | | 新規 | 横手かまくらFM放送事業 | 横手コミュニティFM放送株式会社 | (4) | | | ○ | — | — |
| 8-6 | 7-41 | 新規 | 横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこてWARP) | 横手市 | (4) | | | ○ | — | — |

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

横手市の中心市街地は、現在、市街地を縦断するJR奥羽本線の横手駅を中心として東西方向に広がっているが、昭和40年代前半までは、東側の市街地を蛇行する横手川周辺と羽州街道（旧国道13号）沿線の大町・四日町・鍛冶町を中心に集積した住宅街や商店街、また、官庁街が中心地であった。

明治38年（1905年）に奥羽本線横手駅が開業し、また、大正7年（1918年）には、横荘鉄道株（現羽後交通株）により横荘線が開業、その後、羽後交通バスターミナルが開業することにより、横手駅の東側地区では、公共交通の結節点として賑わうとともに急速に市街地化が進み、昭和5年頃には以前からの中心市街地と連続した街並みとなった。

しかし、計画的な整備が行われてこなかったため道路幅は狭く、また、交差点の形状も良くなかったことから、自動車の普及とともに至る所で一方通行の制限がかけられるなど、不便な市街地が形成されていた。

このため、市施行による土地区画整理事業が駅前地区で昭和46年度から、また、中央第一地区が昭和58年度から開始され、街区や区画街路、また、都市計画道路や街区公園の整備が行われ、平成9年頃には現在の街並みが完成し道路交通の利便性向上が図られた。

このように、以前からの中心市街地の整備が進む一方、モータリゼーションの進展により昭和42年に国道13号横手バイパスが開通すると、沿線には企業の事業所や倉庫、カーディーラーなどの立地が進んだ。また、交通量の増加に伴い、昭和51年には横手警察署が、中心市街地である大町から国道13号と国道107号が交差する婦気交差点へ移転した。

昭和52年に国道13号横手バイパスが完工するとともに、沿線には更なる商業施設等の立地が進み、さらに、平成3年に東北横断自動車道横手インターチェンジに至る国道13号が供用開始されると、沿線では開発造成による大型店舗の立地やショッピングモールの建設などが行われ、それとともに中心市街地の空洞化が進展していった。

このような中で、平鹿総合病院が平成19年に横手駅東口地区から西側の郊外地に移転することに伴う跡地利用対策、また、大手スーパーの撤退などによって進む空洞化の課題を解決すべく、横手駅東口第一地区市街地開発事業が施行され、バスターミナルや公益施設、また、高齢者住宅やマンション・新たなスーパーマーケットなどが建築され、平成23年度に事業が完了した。

また、再開発事業と並行して実施した都市再生整備計画事業により、橋上化した横手駅に東西自由通路を新設したほか、駅前広場や駐車場の整備を行い横手駅周辺の利便性向上を図った。

以上の通り、中心市街地の再活性化を目的として様々な都市計画事業に取り組んできており、一定の成果は得られているが、駅の正面から南側のエリアについては、建築から45年以上が経過し老朽化したビルや空きビルとなったものもあり空洞化が進んでいたため、状況の解決を図るべく、平成31年度から横手駅東口第二地区市街地再開発事業が施行されており、これに合わせて都市構造再編集中支援事業により周辺インフラの補完的な整備を行っている。

また、依然として市街地幹線道路網のボトルネックとなっている中央線の未整備区間について事業化に向けた検討を行っていかねばならない。

横手駅西側の地区に関しては、西口駅前広場を含む三枚橋地区土地区画整理事業が令和4年度に

4. 土地区画事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地整備改善のための事業に関する事項

完了したほか、既に、中央第二地区が平成18年度に、また、駅西地区が平成23年度に、それぞれ土地区画整理事業によるインフラ整備を完了している。

今後は、中心市街地の最西端の街区に市民会館の整備を行う予定であることから、歩行者の回遊性を高めるため、市民会館へ至るルート上に位置する公園や既存の歩行者専用道の活用、横断歩道や街路灯、融雪設備等の整備等について検討するとともに、横手駅東西自由通路の利便性の向上について検討していく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置

【事業名】横手駅西口周辺トライアル利活用事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 三枚橋1号街区公園の利活用について、ワークショップやサウンディング調査、社会実験(トライアルサウンディング)を実施するなど、横手駅西口におけるまちづくりの機運を醸成する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場を整備することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和10年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

② 認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | | |
| 【事業内容】 | 事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】景観・屋外広告物対策事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成25年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 「横手市景観条例」「横手市屋外広告物条例」により、地域の特性に合ったきめ細やかな景観・屋外広告物の規制・誘導を行う | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 良好な景観形成を図ることにより中心市街地の魅力を高め、来街者の増加、賑わいの創出、居住者の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

4. 土地区画事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
その他の市街地整備改善のための事業に関する事項

【事業名】まちなか回遊空間調査検討事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和9年度～令和10年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 既存の歩行者専用道路や幹線道路の歩道改修、歩行者空間の高質化等を検討し、公園等の公共空間の利活用を促進することで、居心地がよく回遊したくなるまちづくりを進めるため、調査検討を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 中心市街地において、居心地がよく回遊したくなる市街地空間を総合的に形成していくことで、来街者の増加、居住人口の増加事業所や店舗の新規出店の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地には現在、市役所本庁舎をはじめ、346席の客席を備えたホールがある横手市ふれあいセンターかまくら館、市民活動センターや横手市児童センター、健康の駅東部トレーニングセンター等の施設により構成される横手市交流センターY2（わいわい）ぷらぎなどの様々な都市福利施設が立地している。また、中心市街地とその周辺近接地域を含め、20箇所を超える診療所や地域の中核を担う病院、デイサービスから特別養護老人ホームまで様々な介護福祉施設や保育所等の児童福祉施設等が集積している。

中心市街地の東端に位置していた横手図書館については、敷地が狭小なため施設建物の規模が小さく、また駐車場も数台分しかなかったことから、多くの市民の利用ニーズに応えることができていなかった。そのため、横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備される施設建築物に移転整備することで、十分な施設規模と駐車場を備え、また現代のニーズに合った市民利用に応えることができる新たな図書館・生涯学習施設として再整備が行われた。

横手市民会館は、昭和43年に建設され多くの市民に利用されてきたが、建設から50年以上が経過していることから施設全体の老朽化が著しく、また旧耐震基準で建設されていることから安全性にも課題がある。また時代の変化に伴い周辺自治体の市民ホールと比べても機能不足となっており、建て替え整備が検討されてきた。さらに中心市街地から外れた小高い丘の上に立地しているため施設へのアクセスに支障があり、横手市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）においても、中心市街地である都市機能誘導区域への誘導施設として位置づけられている。そのため、道路交通上も様々な方面からのアクセスが容易で、横手駅からも徒歩圏内であり、横手市循環バス等の公共交通も整っている条里地区へ移転し、現在のニーズに合った十分な機能を有する施設として整備することが必要とされている。

条里地区においては、これまでも横手市勤労者等福祉施設サンサン横手や横手武道館、横手市役所条里北庁舎・条里南庁舎等の様々な公共公益施設が集積していたものの、主に市民活動などの目的がある限られた人が利用するにとどまっており、市民が気軽に立ち寄ることができるような公共公益施設はなく、せっかくの公共空間が十分に活用されてこなかった。新しい市民会館においては、ホールを利用した様々な分野の催しを開催することはもちろんのこと、可能な限り多くの人々が気軽に立ち寄り利用することができるような施設とすることを目指しており、ホール内での催しに限らず、広い空間を持った建物内の共用スペースや建物周辺の広場等を設け文化芸術分野に限らない各種イベント等を行うことで、これまで市民会館を利用する目的や機会がなかった人も気軽に利用し楽しむことができるよう計画している。このように新しい市民会館では、整備した施設を存分に活用し、施設内外にわたる多様な施策を展開して活かしていくことで、中心市街地活性化に資する様々な効果を生み出していくことが期待されている。

中心市街地にこうした複数の多様な機能を持った都市福利施設を整備することで、横手市民をはじめ近隣や遠方からの来訪者や観光客など、より多くの人々が来訪する機会を創出し、それらの施設相互の相乗効果により、より豊かで多様な人々のニーズに応えることができる中心市街地が形成されることが期待されている。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置

【事業名】生涯学習館利用促進事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備した横手市生涯学習館「Aona」を拠点とし、市民の生涯にわたる豊かな学びを多面的にサポートする様々な事業を実施する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場、学習機会を提供するとともに、イベント等を開催することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

【事業名】自主文化事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市自主文化事業委員会 | | |
| 【事業内容】 | 中心市街地区域内のかまくら館等の公共公益施設を会場に、コンサートや映画上映などの各種公演事業を実施することで、文化芸術振興と市民の交流を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 芸術、文化等における機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 | | |

② 認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | | |
| 【事業内容】 | 事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】子育て支援事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--------|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第一地区市街地再開発事業により整備された、横手市交流センターY2がらぎに設置した横手市児童センターを拠点として子育て支援事業を実施している。親子の交流の場を提供し子育て講座や子育て等に関する相談を行うとともに、子育てコーディネーターによる情報提供や援助活動を実施する。また、ファミリー会員やサポート会員による相互援助の調整やリサイクル市を実施する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 子育て支援により、子育て世代の定住を促進する。 | | |
| 【支援措置名】 | 地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援交付金 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成23年度～ | 【支援主体】 | こども家庭庁 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】こども・若者相談窓口事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手市ひきこもり地域支援センターの一翼として、Y2がらぎ内にこども・若者相談窓口を設置。来所、電話、メール、訪問によるカウンセリングや居場所の提供等の支援を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 中心市街地にひきこもり支援の拠点を設置し、孤独・孤立を防ぎすべての人が暮らしやすく安心できる環境を整備することにより、定住を促進する。 | | |
| 【支援措置名】 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和7年度～ | 【支援主体】 | 厚生労働省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】芸術文化推進事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|----------|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を拠点とし、施設で行う各種事業や施設外でのアウトリーチ事業等を複合的に実施し、市全体の文化芸術振興と市民の交流を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 公共ホール音楽活性化支援事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和4年度～ | 【支援主体】 | (一財)地域創造 |
| 【その他特記事項】 | | | |

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

横手市の中心市街地においては、昭和40年代から土地区画整理事業や街路事業等を継続して実施することで、十分な幅員を持つ道路と整然とした街区をはじめとする都市基盤の整備をすすめてきた。また流雪溝を整備することにより、日常的な除排雪を容易にするなど、降雪期においても住みやすい環境整備に努めてきた。

しかしながら、近年は住民の高齢化や相続人の不在等により、中心市街地の空き家や空地が増加している。一方で、若い世代は十分な駐車スペースが確保でき、入手が容易な郊外の分譲住宅地に戸建て住宅を建設して居住する傾向にある。

10数年前までは、中心市街地を始めとする横手市近郊においては、ファミリー向けの分譲集合住宅のような良質な集合住宅がほとんど存在しなかった。近年、横手駅東口第一地区市街地再開発事業で整備した分譲集合住宅を始め、民間企業の開発による集合住宅が中心市街地内に整備され、一定の居住者が新たに居住している状況にある。

このことから、雪国においても雪の負担が少なく、スーパーマーケットを始めとする小売店や公共施設、金融機関などの様々なサービス産業が近くにあることに加え、中心市街地の西部にある平鹿総合病院と東部にある横手病院が医療機能の中核を担い、両病院による二次救急医療が確保され、他にも様々な医療機関が集積しているなど、医療機関の連携によって必要なときに適切な医療が受けられる体制が整備された利便性の高い中心市街地に住みたいという一定の需要はあるといえる。

雪国で生活をするにあたり雪の負担が少ない良質な集合住宅は、今後の更なる高齢化社会を考えると、ますます需要が高まると考えられるため、横手駅東口第二地区市街地再開発事業による集合住宅の整備に対しては、引き続き行政においても必要な支援を行い、整備推進をはかっていく必要がある。雪の負担の少ない住居として集合住宅を整備することにより、目に見える形で、小売店や公共施設、金融機関、医療機関などが集積し、便利で安心な中心市街地に住むことのメリットを多くの人に認識してもらうことで、さらに中心市街地居住の需要が高まることが期待される。

また、集合住宅に限らず戸建て住宅も含めた住宅の周辺環境整備もすすめ、特に積雪期の居住環境向上のため、雪対策等を目的とした住宅改修工事に対する補助を実施するなど、様々な雪対策を継続していく。

他にも空き家に対する様々な対策事業を実施することで、既存の不動産を流動化し、新たな住まい手に引き継がれるように支援をする。また、子育て支援施設、健康増進施設等の施設やそこで行われる各種事業を充実することで、総合的に居住地として選ばれる魅力的な中心市街地となるようにしていきたい。

なお、法に定める特別の措置および認定と連携した特例措置を活用した居住誘導施策は、誘導区域において実施していく。

人口減少社会を見据え、既存の都市基盤が整っている中心市街地において、改めて既存ストックを活用することで居住地として再整備をはかりコンパクトな都市を実現することは、社会的な負担を減らし将来にわたり持続可能な都市をつくっていくことであり、市全体を見据えた都市経営の面からも重要な意味を持つといえる。

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置

該当なし

② 認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | | |
| 【事業内容】 | 事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】住宅・建築物安全ストック形成事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～令和12年度(予定) | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 地震による木造住宅の倒壊に伴う被害を未然に防止するため、木造住宅の耐震診断および耐震改修・建替工事にかかる工事費用の一部を補助することで、安全な住宅ストックを増やす。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 安全な住宅ストックの整備を図ることで、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年度～令和12年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】空き家バンク活用推進補助事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 令和5年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 空き家バンクに登録されている空き家の片付けや子育て世帯や移住者が改修をする場合等に補助を行うことで空き家バンクの活用を促進する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 空き家の利活用を支援することにより、ニーズに合った住宅の供給を図り、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 空き家対策総合支援事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年度～令和10年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】空家等除却費補助事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 令和5年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 利活用の見込みがなく周囲への影響が大きい空き家の除却を促し、公共・公益施設用地として利活用をすることで良好な環境を整備する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 老朽住宅等の除却により、中心市街地の安全性、及び街なみの魅力を向上させ、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 空き家対策総合支援事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年度～令和10年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

【事業名】子育て支援事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|---|--------|--------|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第一地区市街地再開発事業により整備された、横手市交流センターY2ぷらざに設置した横手市児童センターを拠点として子育て支援事業を実施している。親子の交流の場を提供し子育て講座や子育て等に関する相談を行うとともに、子育てコーディネーターによる情報提供や援助活動を実施する。また、ファミリー会員やサポート会員による相互援助の調整やリサイクル市を実施する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 子育て支援により、子育て世代の定住を促進する。 | | |
| 【支援措置名】 | 地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援交付金 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成23年度～ | 【支援主体】 | こども家庭庁 |
| 【その他特記事項】 | | | |

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～令和12年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 豪雪地域である横手市において、雪対策、省エネルギー・断熱化、バリアフリー化、防災減災を目的とした住宅改修工事に対する補助を行い、高齢者等が安全で快適に暮らすことができる住環境を整備する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 高齢者等が安全で快適に暮らすことができる住環境を整備することで、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】除雪活動費補助金

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 町内会や集落等の団体に対し市道や公衆用道路等の除排雪を行うための費用の一部を補助する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域による除排雪活動を支援し、冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】生活道路除排雪協働事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成26年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 除雪活動団体との協働により通常の除雪車が進入できない狭隘な道路などの除排雪を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域による除排雪活動を支援し、冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手地域雪対策連絡協議会

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成25年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手地域における雪処理に関する意見交換会を年間に2回開催し、雪対策への課題対応について検討を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域住民と市が雪対策に関する要望や課題について共有し、雪処理を改善することにより冬季においても安全な暮らしの場が確保されることで、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

【事業名】横手市空き家バンク事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成25年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 空き家を「売りたい(貸したい)方」と「買いたい(借りたい)方」を結びつけることで、空き家の利活用を促進する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 空き家の利活用により、ニーズに合った住宅の供給を図り、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】地域おこし協力隊空き家改修事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 地域おこし協力隊員または当該隊員として任期を終了した者が横手市に定住するために購入または賃借した空き家の改修を支援し、隊員の定住促進を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 空き家の利活用を支援することにより、地域おこし協力隊員の定住を図ることで、まちの活性化の担い手を確保する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】移住・定住支援事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 移住コーディネーターを配置し、移住相談者からの相談対応等や移住者等の交流事業を実施する。また、移住者に対し移住支援金を交付する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 移住者への支援により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】民間まちづくり会社による移住・定着促進活動

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手まちづくり株 | | |
| 【事業内容】 | 秋田版CCRCに沿った横手住まい地域の創出と、人口拡大施策を計画し実施する。また、市内で「まちなか」への居住促進を図るとともに、大都市から横手への移住・定住を促進する。併せて、地域資源とのマッチングによる就労機会を創出するとともに子育て環境の充実を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 移住者への支援により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】病院群輪番制病院運営事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療確保のため、平鹿総合病院、市立横手病院・市立大森病院の3病院が輪番制にて実施できるよう、必要な財政支援を行い、24時間体制の救急医療体制を確保する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 医療体制の充実により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】在宅当番医制運営事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 休日・祝日の診療所による一次救急医療確保及び市民に対する救急医療の普及啓発事業に対して、必要な財政支援を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・居住人口の社会増減 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 医療体制の充実により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

横手市の中心市街地は、卸売業・小売業の事業所数や従業員数とともに年間商品販売額についても減少傾向にあり、商業地としての魅力や集積力が低下している。こうしたこと背景には、昭和40年代から本格的に始まったモータリゼーションの進展による小売店舗等の郊外化に加えて、近年ではインターネットショッピングの台頭など、小売業を取り巻く商業環境の変化や、若い世代を中心とした価値観の変化やコロナ禍を契機とした外食産業に対するニーズの変化が考えられる。こうした商業を取り巻く環境の変化に加え、貸店舗や賃貸オフィス等の不動産物件自体もひと昔前の時代に整備されたものが多く、起業者や新規事業者が必要とされる現代のニーズに合った物件が不足していることから、新規事業所の開設や新規出店先として中心市街地が選ばれなくなっており、全体的に中心市街地全体において商業地としての魅力や集積力が低下している。

このような現状を踏まえ、中心市街地を単なる商業の集積地という面だけでなく、多様な都市機能の集積地と捉え、様々な分野における多くの事業を複合的に実施することによって、全体として経済活力の向上を図っていくことが重要と考える。

まずは、起業者の育成により新たな事業自体を増やすための様々な事業を実施することや、店舗に限らず事務所系の事業所などの立地を促進し、中心市街地に就業機会を確保することで、時代のニーズに合った新たな事業所や店舗を中心市街地に充実させ、経済活力向上につなげたい。

また、日常的に中心市街地を拠点として生活をしている人に限らず、より多くの人に訪れてもらうことにより様々な経済活動に繋げるためには、観光面からの各種施策を充実させることが必要である。現状では中心市街地を会場として例年2月に開催される小正月行事の「かまくら」の知名度があり、開催期間には多くの観光客が訪れているが、それ以外の積雪期においては訪れる人が非常に少なく、通年での誘客が課題となっている。市外から訪れる人々にとっても魅力的で、繰り返し訪れたい中心市街地とするためには、観光の目的地となる拠点施設を整備・再整備して充実させることや、様々な季節を通じた各種イベント等を開催することによって通年での来街機会を創出し、訪問者の満足度を高めることが求められている。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

【事業名】よこてシティハーフマラソン

| | | | |
|----------------------|--|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成28年度～ | | |
| 【実施主体】 | よこてシティハーフマラソン実行委員会 | | |
| 【事業内容】 | スポーツイベントにより地域の活性化を図るため、「よこてシティハーフマラソン」を開催する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 | | |

【事業名】起業・創業支援事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和2年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 市内における新たな起業又は創業を支援するため、店舗の改装費、賃借費、宣伝広告費等に対して補助金を交付し、地域経済の発展と雇用の確保を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 起業・創業を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 ※宣伝広告費等のソフト事業に関する経費が対象 | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】空き店舗等利活用支援事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成27年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 中小事業者等が商店街等の空き店舗を活用した開業又は既存店の改装等を支援するため、店舗の改装、賃借費用等に対して補助金を交付し、地域商業の活性化を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 空き店舗の利活用等を支援することで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 ※賃借料等のソフト事業に関する経費が対象 | | |

【事業名】横手のまつり・イベント振興による活性化事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成29年度～ | | |
| 【実施主体】 | (一社)横手市観光協会(雪まつり委員会・送り盆まつり委員会)、よこての全国線香花火大会実行委員会、横手駅東口まつり実行委員会 | | |
| 【事業内容】 | 横手市のアイデンティティを形成する伝統的行事である「横手の雪まつり」、「横手の送り盆まつり」、「よこての全国線香花火大会」、「横手駅東口まつり」を開催し、中心市街地への来街者増を図り、年間を通して賑わいを創出する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 区域外から観光客を呼び込み、来街者増を図るとともに、区域内の公共施設における同時開催イベント等の実施などにより、イベントの効果を面的に波及させ、中心市街地全体の賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 | | |

【事業名】よこてわいわいワイド

| | | | |
|----------------------|--|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成26年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手駅前商店街振興組合 | | |
| 【事業内容】 | 駅東地区のよこてイーストを主な拠点として、納涼ビアガーデンやエコライフフェスタ・秋フェスなど年間を通して様々なイベントを開催し、駅東地区の活性化を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

【事業名】生涯学習館利用促進事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発事業で整備した横手市生涯学習館「Aona」を拠点とし、市民の生涯にわたる豊かな学びを多面的にサポートする様々な事業を実施する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 幅広い年代の人々がいつでも心地良く集える場、学習機会を提供するとともに、イベント等を開催することで、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

【事業名】自主文化事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市自主文化事業委員会 | | |
| 【事業内容】 | 中心市街地区域内のかまくら館等の公共公益施設を会場に、コンサートや映画上映などの各種公演事業を実施することで、文化芸術振興と市民の交流を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 芸術、文化等における機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内外 | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】横手市中心市街地にぎわいイベント事業補助金

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | すでに実施されているイベントの継続や、新たに企画されるイベントの開催を支援するため、中心市街地の賑わいや活性化を目的としてイベントを開催する団体に対して補助金を交付する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和11年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

【事業名】わくわくモータパークin Yokote（仮称）

| | | | |
|----------------------|---|--------|-----|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～令和12年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 市内自動車関連企業の協力のもと、横手市生涯学習館「Ao-na」及び横手市交流センターY2ぷらざを主会場として、自動車の展示や試乗、自動車製造部品の展示、ミニ四駆作成といった子ども向けイベント等を実施し、市内企業の魅力知向上による自動車産業及びモノづくりへの関心を高め、若者の地元定着を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 中心市街地活性化ソフト事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和8年4月～令和13年3月 | 【支援主体】 | 総務省 |
| 【その他特記事項】 | 区域内 | | |

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手駅東口第二地区市街地再開発組合 | | |
| 【事業内容】 | 事務所やホテル、店舗等の再整備を行うとともに、市民が利用できる図書館を核とした公益施設を建設する。また、利便性の高いまちなか居住を促進するための分譲集合住宅・賃貸集合住宅の建設と、駐車場の集約整備を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 事務所・ホテル・店舗等の再整備、市民が利用できる公益施設等の整備により、街の魅力を高め、事業所や店舗の新規出店の増加、賑わい創出を図る。また、分譲集合住宅・賃貸集合住宅の整備により、居住人口の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成31年度～令和8年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】起業家育成事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 令和4年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 起業のためのスタートアップセミナーや人材育成・キャリア開発セミナーなど、ビジネス関連の各種セミナー・ワークショップ・講演会等を開催する。また、ハンズオン支援プログラムにより将来的なまちづくりのキープレイヤーとなる人材の輩出・育成を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 起業者を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 都市構造再編集中支援事業(横手駅周辺地区) | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和4年度～令和8年度 | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】健康の駅事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | Y2ぷらざ内にある健康の駅よこて東部トレーニングセンターを拠点として、有酸素運動機器や筋力トレーニングマシンを用いた健康管理指導と健康運動教室などの各種事業を行い、市民の健康増進を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 健康づくりの機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】スポーツ大会誘致事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 各種スポーツの秋田県大会や東北大会、全国大会等を誘致することで、ホテル等の宿泊施設や飲食店の利用を促進する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | スポーツによる交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】Bizサポートよこて

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和4年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 起業家のスタートアップオフィスや県外企業のサテライトオフィス、横手でビジネスをする方のコワーキングスペースとして活用できるインキュベーション施設を駅前に設置し、地域経済の発展と雇用の確保を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 起業家を支援することとで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】サテライトオフィス進出支援事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和4年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 市が指定するサテライトオフィスにおいて、新たにオフィスを開設する県外企業に対して、施設整備に必要な初期投資および定住に係る経費の一部を補助し、新規企業の進出と地域経済の発展を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 企業のサテライトオフィス等の整備を支援することとて、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】起業ワンストップ相談窓口

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成27年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | Bizサポートよこてのインキュベーションマネージャーが、起業準備や起業後の事業計画、資金繰りなどの経営相談・アドバイスを無料で行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 起業者を支援することとて、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】商い賑わい創出事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成20年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 商店街等において、販売促進につながる取組み及び事業者の資質向上に資する研修会等の開催を、補助金を交付し支援する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 既存の事業者等に対する研修会等を開催し、既存の事業所・店舗の維持・発展を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】キッチンカー導入支援事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | キッチンカーを活用したビジネスを検討する市内事業者を支援するため、車両の改造費や設備導入費、広告宣伝費に対して補助金を交付し、地域商業の活性化と賑わいの創出を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 市内での創業や新商品販売・販売促進を支援するとともに、イベント等における賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】商工団体連携地域活性化事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成27年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 市内商工団体が連携し、市全体の商工業のみならず、6次産業化や観光振興のためのイベント等に取り組み、経済波及効果の発展や地域活性化の取り組みに要する経費を補助する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 市内商工団体等が連携することにより、経済波及効果を高める。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成27年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の事業を営む法人が新規立地や既存事業の拡大を行う際に雇用に係る経費や従業員の家賃補助、事務所取得・賃借経費の補助等を実施し立地促進を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | IT・ソフトウェア関連企業を誘致することで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】YOKOTE音FESTIVAL

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | YOKOTE音FESTIVAL実行委員会 | | |
| 【事業内容】 | 毎年8月中下旬に県内外で活動しているミュージシャンが中心市街地各所の会場で演奏を繰り広げる。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手駅東西交流施設管理事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅と一体として設置されている横手駅東西交流施設(横手駅東西自由通路・横手駅東口都市施設・横手駅西口都市施設)において、地域の活性化及び観光振興のため、観光や物産等のPRと観光案内を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 観光や物産のPRにより、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】横手駅西口祭

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成26年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手駅西口駅前振興組合 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅西口地区の賑わいと地域コミュニティの創出を目的として、横手駅西口駅前広場を会場に地域の食や日本酒等を楽しむ屋台や地元アーティスト等によるステージショー、また横手駅西口の商店を回遊するスタンプラリーなどを開催する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】地域おこし協力隊起業・事業承継経費

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 横手市地域おこし協力隊が起業又は事業承継するための経費の一部補助することで、隊員の定住促進を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域おこし協力隊員の起業又は事業継承を支援することで、まちの活性化の担い手を確保する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】よあそび楽座

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | よあそび楽座実行委員会 | | |
| 【事業内容】 | 光明寺街区公園を会場として、地域住民や観光客が楽しむ場を提供し、地域の魅力を発信するとともに、地域の商業活動を促進することにより、地域経済の活性化を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域住民や観光客が楽しむ場を提供することで、地域の商業活動を促進する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 夜間における誘客とまちなかの回遊性の向上、来客の満足度向上のため、横手公園展望台のライトアップや飲食店街等でのイルミネーションによる装飾、定期的な夜市の開催などナイトエコノミーを盛り上げるための整備、組織体制の構築を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】旧片野家活用事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 市内外の幅広い世代の人が「住み続けたい、住みたい、訪れたい」と思えるまちを目指し、旧横手城下の武家町に位置する歴史的建造物である旧片野家住宅に、市民が「自由に使える居心地の良い場所」を創出することにより、地域の活性化を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 歴史的建造物を活用した観光拠点施設を整備することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】観光拠点施設利便性・満足度向上事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 観光客の満足度向上のための環境整備として、横手公園二の丸トイレの改修等を始めとした観光拠点施設の改修・再整備を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 観光拠点施設の魅力を向上することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】観光誘客推進インバウンド対応事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和2年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 外国語パンフレットやHPによる情報発信のほか、秋田県と連携し台湾やタイへのトップセールスを行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | インバウンド客の誘致を図ることにより、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】かまくらレンタサイクル

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和6年度～ | | |
| 【実施主体】 | (一社)横手市観光推進機構 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口の横手市観光情報センターで自転車の貸出を行うことで観光客等の移動手段の幅を広げ、回遊を促す。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 手軽に移動できるレンタサイクルの設置により、回遊性の向上、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手市のPR事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和7年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手まちづくり(株) | | |
| 【事業内容】 | SNS等での情報発信、横手駅前地区を拠点としたキッチンカー・販売カーによる販売や他地域への出張販売を通じた横手市のPRを行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 観光や物産のPRにより、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手駅前活性化事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手まちづくり(株) | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業で整備する中央広場・南広場を中心としてまちなかマルシェなど定期的な集客イベントを開催する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手市農産物直売所「あばだらけ」

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成10年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市農産物直売所会員 | | |
| 【事業内容】 | 直売所会員の自家生産余剰野菜等を中心市街地で販売することにより、地産地消の推進と地域経済の向上、地域活性化に資する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 農産物直売所を整備することで、来街者の増加を図り、賑わい創出を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】次世代人財育成塾

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和4年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手商工会議所 | | |
| 【事業内容】 | 高校生から概ね30歳までの方を対象に、IT・DX、金融・経済、国際交流等をテーマにセミナーやワークショップを行い、次世代に活躍できる人材を育成する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 若い世代へのセミナー等の開催により、まちの活性化の担い手を確保する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】横手市農商工連携協議会の運営

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和5年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市農商工連携協議会 | | |
| 【事業内容】 | 農業者と中小企業者がお互いのノウハウを活かし、商品やサービスに付加価値をつけることで、更なる産出額の増加、生産性の向上を促し、農業の継続力と地域の活力向上を目指す。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 農業者と中小企業者が連携することにより、経済波及効果を高める。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】「横手駅前街かどステーション」(仮称)整備事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手まちづくり(株) | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口に整備する施設において、横手ビール(クラフトビール)の製造・販売を行うとともに、賑わい(地産地消)レストランを開業する。また、飲食テナントの誘致を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 駅前に飲食店等を誘致することで、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】ふれあいセンターかまくら館管理事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成18年度～ | | |
| 【実施主体】 | (一社)横手市観光協会 | | |
| 【事業内容】 | 横手市役所本庁舎に隣接する「ふれあいセンターかまくら館」において、常設する「かまくら」への観光誘客や特産品の販売を行うほか、市役所前おまつり広場で行われる、送り盆まつりや雪まつりへの参画へ資する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】芸術文化推進事業(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|----------|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 中心市街地区域内のかまくら館や新しく建設される市民会館等の公共公益施設を拠点とし、施設で行う各種事業や施設外でのアウトリーチ事業等を複合的に実施し、市全体の文化芸術振興と市民の交流を図る。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 芸術、文化等にふれる機会や交流機会を創出することで来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | 公共ホール音楽活性化支援事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 令和4年度～ | 【支援主体】 | (一財)地域創造 |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】よこてお城山クラフトフェア

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成22年度～ | | |
| 【実施主体】 | よこてお城山クラフトフェア実行委員会 | | |
| 【事業内容】 | 横手公園内のクラフトフェア会場において、食品・植物・農産物・古道具などの展示販売や、音楽や大道芸などのパフォーマンスを行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】よこて桜まつり

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | (一社)横手市観光協会 | | |
| 【事業内容】 | 横手公園と金沢公園を会場として、毎年4月中旬から下旬にかけて行われる桜まつりである。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | イベントの開催により、来園者・来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、
その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

【事業名】横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこてWARP)

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～令和12年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 秋田空港からの2次アクセスの改善と県外からの誘客強化のため、横手駅前と秋田空港を結ぶ市独自の予約型の送迎サービスを行い、誘客による観光消費額の増加やビジネス機会の創出により、中心市街地の活性化につなげる。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 秋田空港からのアクセスの向上により、観光客、インバウンド客、ビジネス客等の増加を図り、横手駅周辺を中心とした賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便性の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

横手市においては JR 横手駅とその周辺が公共交通における主要な結節点となっており、学生を中心に鉄道やバス等の公共交通機関が利用されている。しかしながら、人口減少や少子化、また自家用車での移動の増加等により、鉄道・バスの利用者共に全体として減少傾向にある。

市ではこれまでも都市計画マスタープラン（立地適正化計画）で「多核型のコンパクトシティ＋ネットワーク」を将来都市構造の目標として掲げ、中心市街地の拠点性を高めるとともに、利便性の高い公共交通ネットワークを構築するよう取り組んできた。

現状では自家用車での移動が中心となっているが、今後ますます高齢化することにより、これまで自家用車で移動していた人が運転できなくなり移動手段が限られてくるため、公共交通機関の重要性が高まっていくと想定される。

また、観光客やビジネス客など遠方から横手市を訪れる人の移動手段が限られており、市内での移動が難しい等の課題がある。

そのため、これまでも鉄道や民間バスの交通網を補完する形で取り組んできた横手デマンド交通や循環バス事業等を継続し、必要に応じて事業内容の見直しを図り利便性の向上を図っていくことで、今後ますます進む高齢化社会を見据え、自家用車による移動ができない人でも暮らしやすくアクセスがしやすい中心市街地としていく必要がある。

[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置

該当なし

(2)認定と連携した支援措置

①認定と連携した特例措置

該当なし

②認定と連携した重点的な支援措置

該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

【事業名】横手デマンド交通・循環バス運行事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|-------|
| 【事業実施時期】 | 平成25年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市地域公共交通活性化協議会・バス事業者・タクシー事業者 | | |
| 【事業内容】 | 中心市街地区域内のバスターミナルを起点に「横手市循環バス」を運行し、買い物や通院といった市民の日常的な移動の利便増進につなげる。また、横手市内全域において「横手デマンド交通」を運行し通常のタクシーより安価にドアtoドアの移動を実現。デマンド交通で市中心部まで来て循環バスに乗り換え市街地等を巡るといった使い方を可能とし、様々な移動ニーズに応えることで中心市街地の活性化につなげる。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 目標②中心市街地で新たに生活する人の増加 目標③中心市街地の新規事業所・店舗の増加 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 ・居住人口の社会増減 ・新規事業所・店舗数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 公共交通の利便性の向上により、来街者の増加、居住人口の増加を図る。また、高齢者等の来街機会増加により、事業所・店舗の増加を図る。 | | |
| 【支援措置名】 | 地域公共交通確保維持改善事業 | | |
| 【支援措置実施時期】 | 平成25年度～ | 【支援主体】 | 国土交通省 |
| 【その他特記事項】 | | | |

(4)国の支援がないその他の事業

【事業名】運転免許証自主返納サポート制度

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成30年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市地域公共交通活性化協議会 | | |
| 【事業内容】 | 運転免許証を自主返納された方に対し、市内の公共交通で利用できる回数券12,000円分を交付。特に中心市街地やその周辺エリアでは、循環バスなどの公共交通をこの回数券で利用可能となるため、免許を返納した後でも買い物等の外出機会の増加につながるものであり、市街地の活性化の一助とする。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】障がい者タクシー利用・通院交通費助成事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成17年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 障がい者の通院などにかかる費用の負担を軽減するため、タクシー利用券の交付や通院交通費の助成を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】交通助成券交付事業

| | | | |
|----------------------|---|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和5年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 自家用車を持たない75歳以上の高齢者に対し市内の交通機関で使用できる交通助成券を配布する。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 交通費の助成により、来街機会の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

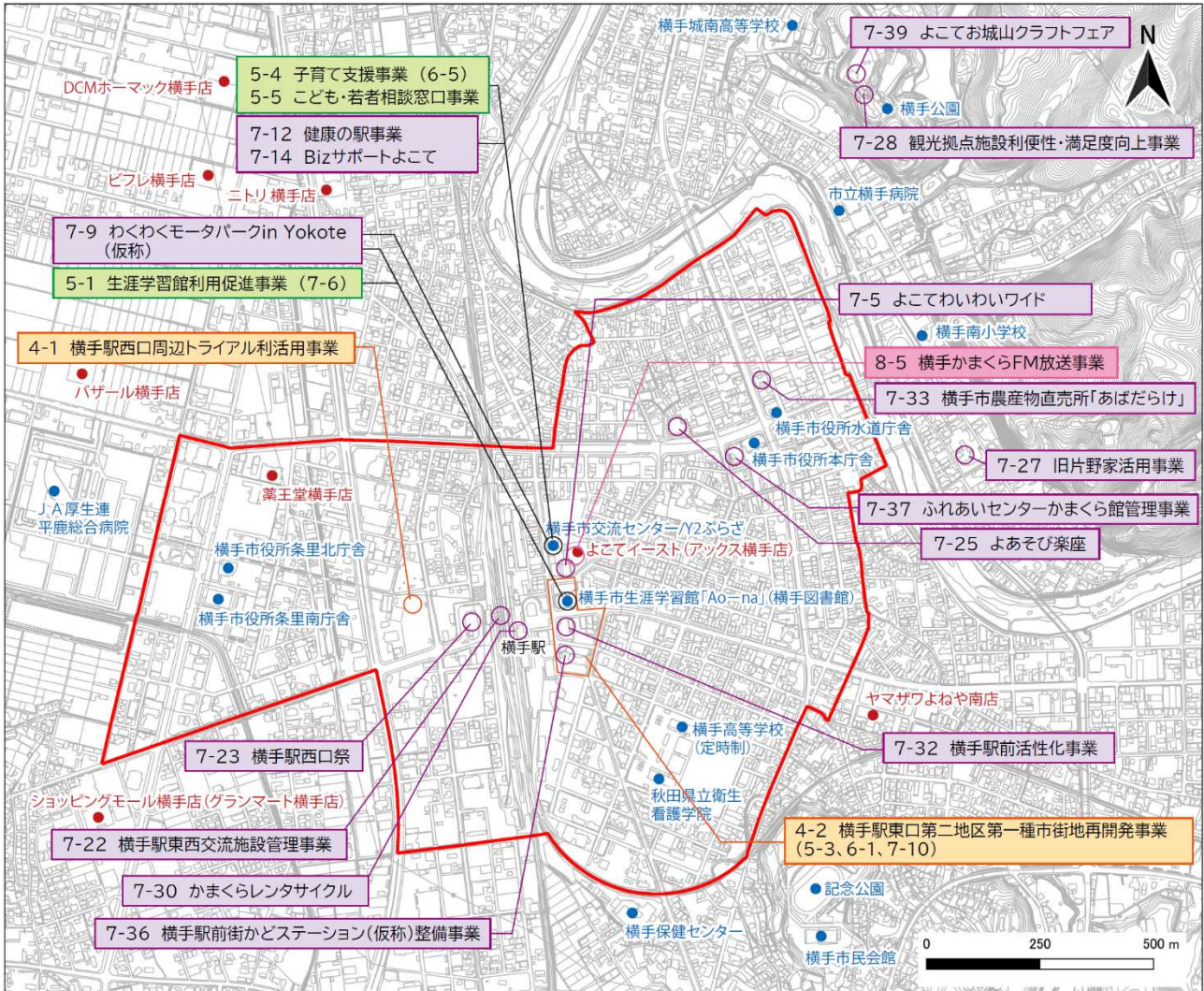
【事業名】横手かまくらFM放送事業

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 平成23年度～ | | |
| 【実施主体】 | 横手コミュニティFM放送株式会社 | | |
| 【事業内容】 | 横手駅東口第一地区再開発事業により完成した「よこてイースト」内に本社と放送局の演奏所を置き、コミュニティ放送事業を実施している。市民や企業の参画により地域の商業、行政情報や独自の地元情報に特化し、地域の活性化に役立つ放送を行う。また、地震や大雨、大雪などの災害が発生した際には、横手市との「災害時緊急放送協定」により、優先して防災情報の放送を行う。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 地域情報のPRにより、来街者の増加を図り、賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

【事業名】横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこてWARP)(再掲)

| | | | |
|----------------------|--|--------|--|
| 【事業実施時期】 | 令和8年度～令和12年度 | | |
| 【実施主体】 | 横手市 | | |
| 【事業内容】 | 秋田空港からの2次アクセスの改善と県外からの誘客強化のため、横手駅前と秋田空港を結ぶ市独自の予約型の送迎サービスを行い、誘客による観光消費額の増加やビジネス機会の創出により、中心市街地の活性化につなげる。 | | |
| 活性化を実現するための位置付け及び必要性 | | | |
| 【目標】 | 目標①中心市街地での人々の活動の活性化 | | |
| 【目標指標】 | ・公共施設の利用者数 | | |
| 【活性化に資する理由】 | 秋田空港からのアクセスの向上により、観光客、インバウンド客、ビジネス客等の増加を図り、横手駅周辺を中心とした賑わいを創出する。 | | |
| 【支援措置名】 | | | |
| 【支援措置実施時期】 | | 【支援主体】 | |
| 【その他特記事項】 | | | |

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



■ 上図に未記載の事業

| | |
|------|-----------------------|
| 4-3 | 景観・屋外広告物対策事業 |
| 4-4 | まちなか回遊空間調査検討事業 |
| 5-2 | 自主文化事業 (7-7) |
| 5-6 | 芸術文化推進事業 (7-38) |
| 6-2 | 住宅・建築物安全ストック形成事業 |
| 6-3 | 空き家バンク活用推進補助事業 |
| 6-4 | 空家等除却費補助事業 |
| 6-6 | 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 |
| 6-7 | 除雪活動費補助金 |
| 6-8 | 生活道路除排雪協働事業 |
| 6-9 | 横手地域雪対策連絡協議会 |
| 6-10 | 横手市空き家バンク事業 |
| 6-11 | 地域おこし協力隊空き家改修事業 |
| 6-12 | 移住・定住支援事業 |
| 6-13 | 民間まちづくり会社による移住・定着促進活動 |
| 6-14 | 病院群輪番制病院運営事業 |
| 6-15 | 在宅当番医制運営事業 |
| 7-1 | よこてシティハーフマラソン |
| 7-2 | 起業・創業支援事業 |
| 7-3 | 空き店舗等利活用支援事業 |
| 7-4 | 横手のまつり・イベント振興による活性化事業 |
| 7-8 | 横手市中心市街地にぎわいイベント事業補助金 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 7-11 | 起業家育成事業 |
| 7-13 | スポーツ大会誘致事業 |
| 7-15 | サテライトオフィス進出支援事業 |
| 7-16 | 起業ワンストップ相談窓口 |
| 7-17 | 商い賑わい創出事業 |
| 7-18 | キッチンカー導入支援事業 |
| 7-19 | 商工団体連携地域活性化事業 |
| 7-20 | IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金 |
| 7-21 | YOKOTE 音 FESTIVAL |
| 7-24 | 地域おこし協力隊起業・事業承継経費 |
| 7-26 | ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業 |
| 7-29 | 観光誘客推進インバウンド対応事業 |
| 7-31 | 横手市の PR 事業 |
| 7-34 | 次世代人材育成塾 |
| 7-35 | 横手市農工商連携協議会の運営 |
| 7-40 | よこて桜まつり |
| 7-41 | 横手市オンデマンド・空港送迎サービス事業(よこて WARP) (8-6) |
| 8-1 | 横手デマンド交通・循環バス運行事業 |
| 8-2 | 運転免許証自主返納サポート制度 |
| 8-3 | 障がい者タクシー利用・通院交通費助成事業 |
| 8-4 | 交通助成券交付事業 |

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

中心市街地活性化基本計画に関する事務を所掌する総務企画部地域創造戦略室と、商業振興に関する事務を所掌する商工観光部商工労働課、都市計画関連のまちづくりを所掌する建設部都市計画課とで連携を図りながら中心市街地活性化の取組を進めている。

(2) 庁内の連携調整のための会議

中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、「庁内検討委員会」を組織し、関係部局の連携・総合調整を行っている。

本計画認定後は、事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図ることとしている。

また、庁内検討委員会の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取組を検討するため、関係課担当で構成する「ワーキンググループ」を設置している。

表 庁内検討委員会 構成員

| | 所属 | 役職 |
|---|----------|-------|
| 1 | 総務企画部 | 部長 |
| 2 | 建設部 | 部長 |
| 3 | 経営企画課 | 課長 |
| 4 | 商工労働課 | 次長兼課長 |
| 5 | 観光おもてなし課 | 課長 |
| 6 | 都市計画課 | 課長 |
| 7 | 地域創造戦略室 | 室長 |

※事務局は 地域創造戦略室

表 庁内検討委員会 開催状況

| | | 開催日 | 議題 |
|-------|-----|--------------|----------------------|
| 令和6年度 | 第1回 | 令和6年6月12日(水) | 基本計画策定スケジュール、基本計画骨子案 |
| | 第2回 | 令和6年7月22日(月) | 基本計画素案、個別事業 |
| | 第3回 | 令和6年9月24日(火) | 基本計画案 |
| 令和7年度 | 第1回 | 令和7年4月30日(水) | 基本計画策定スケジュール、基本計画概要 |
| | 第2回 | 令和7年7月17日(木) | 基本計画素案、個別事業 |
| | 第3回 | 令和7年9月22日(月) | 基本計画案 |

表 庁内検討委員会ワーキンググループ 構成員

| | 所属 | 役職 |
|---|----------|--------------|
| 1 | 経営企画課 | 政策調整係長 |
| 2 | 商工労働課 | 上席副主幹兼商業振興係長 |
| 3 | 商工労働課 | 副主査 |
| 4 | 観光おもてなし課 | 副主幹兼観光企画係長 |
| 5 | 都市計画課 | 副主幹兼計画係長 |
| 6 | 地域創造戦略室 | 副主幹 |
| 7 | 地域創造戦略室 | 主査 |

表 庁内検討委員会ワーキンググループ 開催状況

| | | 開催日 | 議題 |
|-------|-----|----------------|----------------------|
| 令和6年度 | 第1回 | 令和6年5月 24 日(金) | 基本計画策定スケジュール、基本計画骨子案 |
| | 第2回 | 令和6年7月 18 日(木) | 基本計画素案、個別事業 |
| | 第3回 | 令和6年9月 18 日(水) | 基本計画案 |
| 令和7年度 | 第1回 | 令和7年4月 22 日(火) | 基本計画策定スケジュール、基本計画概要 |
| | 第2回 | 令和7年7月 9 日(水) | 基本計画素案、個別事業 |
| | 第3回 | 令和7年9月 22 日(月) | 基本計画案 |

(3)横手市議会における中心市街地活性化の審議

表 審議状況

| 開催日 | 議題 |
|---------------------------|---|
| 令和6年3月議会 | 中心市街地活性化基本計画策定に向けた方針と予算案について説明 |
| 令和6年4月全員協議会 (行政課題説明会) | 以下について説明 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中心市街地活性化基本計画策定・認定スケジュール ➢ 中心市街地活性化協議会の設置 ➢ 中心市街地活性化基本計画策定区域案・計画概要素案 |
| 令和6年8月全員協議会 (行政課題説明会) | 中心市街地活性化基本計画(素案)について説明 |
| 令和6年10月全員協議会 (行政課題説明会) | 中心市街地活性化基本計画(最終案)について説明 |
| 令和7年11月全員協議会 (行政課題説明会) | 中心市街地活性化基本計画(最終案)について説明 |

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、横手商工会議所及び一般社団法人横手市観光推進機構が共同で令和6年6月18日に「横手市中心市街地活性化協議会」を設置した。

(2) 構成員

横手市中心市街地活性化協議会の構成員は以下の通りである。

表 横手市中心市街地活性化協議会 構成員

| | 区分 | 法令根拠 | 所属 | 役職 |
|----|--------|---------|---------------------------|-----------|
| 1 | 共同設置者 | 法第15条1項 | 横手商工会議所 | 会頭 |
| 2 | 共同設置者 | 法第15条1項 | 横手商工会議所 | 専務理事 |
| 3 | 共同設置者 | 法第15条1項 | 一般社団法人横手市観光推進機構 | 理事長 |
| 4 | 商業者等 | 法第15条4項 | 横手駅前商店街振興組合 | 副理事長 |
| 5 | 商業者等 | 法第15条4項 | 横手駅西口駅前振興組合 | 代表理事 |
| 6 | 商業者等 | 法第15条4項 | 横手まちづくり株式会社 | 代表取締役 |
| 7 | 権利者 | 法第15条4項 | 秋田ふるさと農業協同組合 | 代表理事組合長 |
| 8 | 権利者 | 法第15条4項 | 株式会社横手開発興業 | 専務取締役 |
| 9 | 交通事業者 | 法第15条4項 | 東日本旅客鉄道株式会社 秋田支社 | 横手駅長 |
| 10 | 交通事業者 | 法第15条4項 | 羽後交通株式会社 | 取締役社長 |
| 11 | 行政 | 法第15条4項 | 横手市 | 商工観光部長 |
| 12 | 行政 | 法第15条4項 | 横手市 | 建設部長 |
| 13 | 地域経済 | 法第15条8項 | 秋田銀行 | 横手支店長 |
| 14 | 地域経済 | 法第15条8項 | 北都銀行 | 執行役員横手支店長 |
| 15 | 有識者 | 法第15条8項 | 秋田大学 | 横手分校長 |
| | オブザーバー | 法第15条7項 | 東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課 | 課長 |
| | オブザーバー | 法第15条7項 | 秋田県平鹿地域振興局 総務企画部 地域企画課 | 課長 |

(3)開催状況

表 横手市中心市街地活性化協議会 開催状況

| 開催日 | 議題 |
|--------------|---|
| 令和6年6月10日(月) | 準備会 |
| 令和6年6月18日(火) | 設立総会 規約(案)について 役員を選任について 基本計画の策定方針について |
| 令和6年8月1日(木) | 新規加盟委員について 基本計画(素案)について |
| 令和6年10月4日(金) | 基本計画(案)について 意見書(案)について |
| 令和7年6月2日(月) | 昨年度の基本計画策定経緯について 基本計画の策定方針について |
| 令和7年7月29日(火) | 基本計画(素案)について |
| 令和7年10月1日(水) | 基本計画(案)について 意見書(案)について |

(4)法第15条への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項で定める「当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」としては、一般社団法人横手市観光推進機構が「中心市街地整備推進機構」に指定されている。

また、第2項で定める「当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者」としては「横手商工会議所」が共同設置者となっている。

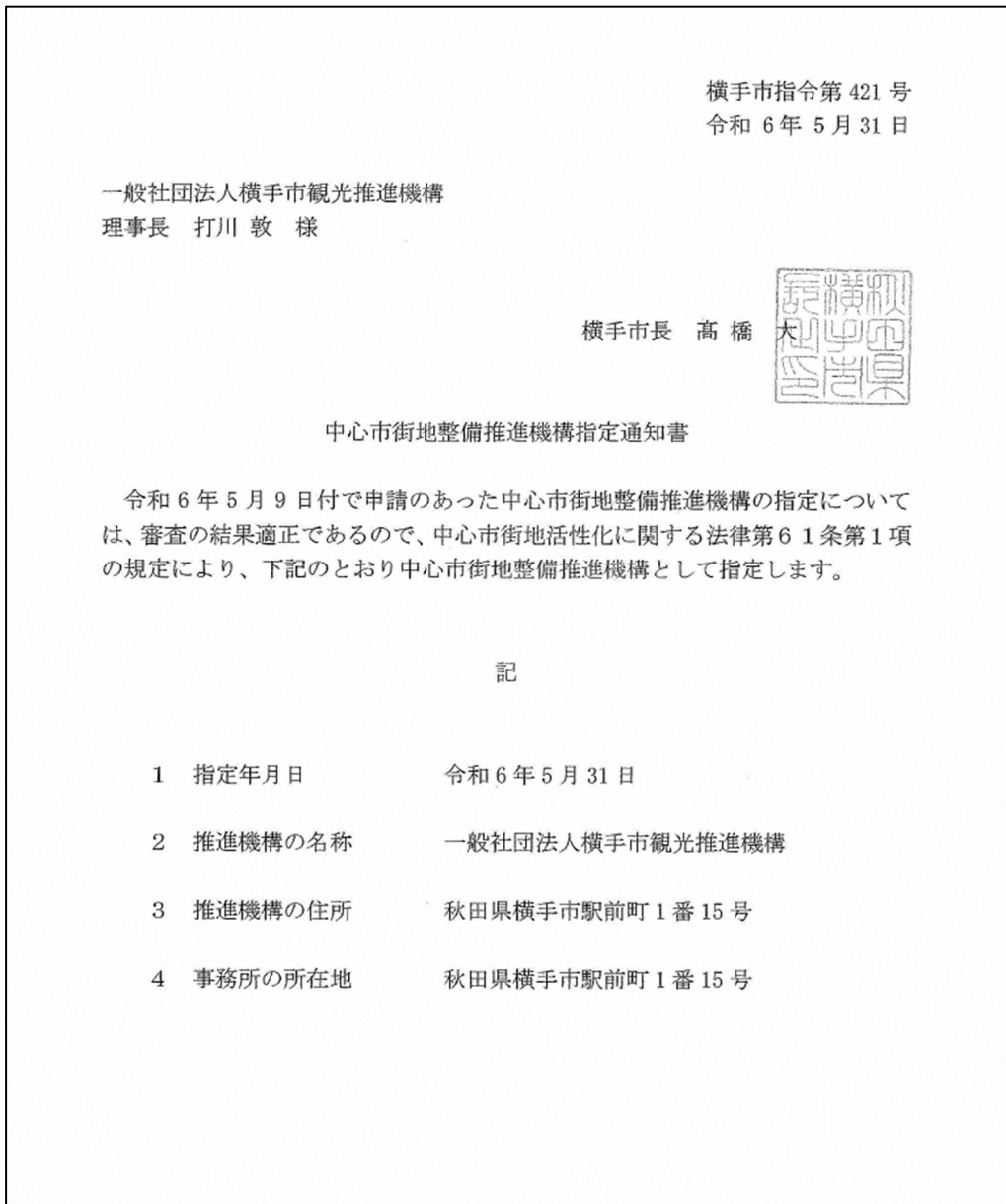


図 中心市街地整備推進機構指定通知書(写し)

(5) 中心市街地活性化協議会による意見書(写し)

令和7年11月18日

横手市長 高橋 大 様

横手市中心市街地活性化協議会
会長 渡部 尚男

横手市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、横手市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を提出いたします。

横手市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」という。)は、横手市の中心市街地活性化を図る計画として概ね妥当なものであると判断する。

なお、国より基本計画案の認定を受けた後、事業を推進するにあたっては、下記の事項について十分にご配慮いただきたい。

記

1. 基本計画案の各事業を実施するにあたり、内閣府をはじめとする関係省庁や関係機関、また、民間団体や事業者等との連絡・情報共有を図り、事業が円滑に遂行されるよう努めること。
2. 各事業の進捗状況や成果等について適宜報告を行うとともに、基本計画の見直しや変更、また、新たな事業の追加が生じた場合には、速やかに協議を行うこと。
3. 新市民会館へのアクセス道整備など、駅西方面の活性化事業の立案について引き続き検討を行うこと。また、駅東方面では、商業地の空き物件や住宅地の空家・空地が増加していることから対策を検討するとともに、旧羽州街道沿線の大町・四日町・鍛冶町などの活性化策についても検討を行うこと。
4. 今後、事業化に向けて調整が整った事業が生じた場合、また、基本計画案に追加・変更等が生じた場合には、当協議会の意見も含めて随時基本計画案の調整を行うなど、柔軟な対応に努めること。
5. 人口減少や高齢化の進展による社会構造の変化、商業環境の変化など、多くの課題に対応していく必要があることから、基本計画案のみならず他の施策とあわせ、市民・行政・商工業者等が協調のうえ、より良いまちづくりができるよう努めること。

以上

(6)横手市中心市街地活性化協議会 規約

横手市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 横手商工会議所及び一般社団法人横手市観光推進機構は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「横手市中心市街地活性化協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は法第9条第1項の規定により横手市が作成する基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議し、横手市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 横手市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地活性化に関する意見交換及び情報交換
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に係る事業に関すること

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 横手商工会議所
- (2) 一般社団法人横手市観光推進機構
- (3) 横手市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認められる者

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(役員)

第7条 会長は、横手商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

- 第8条 委員は、第5条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 3 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。
 - 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 5 会長は必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明求めることができる。
 - 6 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(費用弁償)

- 第10条 協議会の会議開催に際して、構成員である委員に対し開催謝金、交通費等の費用弁償は行わない。

(幹事会等の設置)

- 第11条 協議会は、必要に応じ、幹事会、部会などの下部組織（以下「幹事会等」という。）を置くことができる。
- 2 幹事会等の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を協議会に置く。

(解散)

- 第13条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(補足)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、令和6年6月18日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、全体会の承認を得て、別に定める。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

① これまでの取組に対する評価・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」において、これまでの中心市街地活性化の取組に対する評価を行っている。これまでの中心市街地活性化の取組に対する評価を踏まえ、この基本計画では公共施設整備等のハード整備事業にとどまらず、ソフト事業を含めた総合的・複合的な事業展開や周辺地域への波及効果を考慮した計画とし、地域全体として取り組んでいく。

② 統計的データの客観的な把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地活性化の課題」において、地域の現状に関する統計的データの把握・分析を記載している。統計的データを踏まえ把握された各課題に対して、この基本計画に位置付けられている各事業を行っていくが、とりわけ高い効果が見込まれる横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業等のハード整備事業や、各種イベント事業、起業・創業支援事業等のソフト事業に関しては、国の支援事業を活用し重点的に取り組んでいく。

③ 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析は、総合計画への市民意向の反映、市の取組の成果や達成の度合いなどの把握のために、毎年度実施している「横手市まちづくりアンケート」を活用して行っている。

まちづくりアンケートの結果によると、「雪国の快適な暮らしの実現」や「市民が利用しやすい公共交通の充実等」の項目に対し、重要度が高く満足度が低いという結果が出されている。そのためそれらのニーズに対し、横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業による集合住宅整備や横手デマンド交通・循環バス運行事業などの施策を中心市街地において展開することで、重点的に取り組んでいく。

また、「活気ある商業の振興」、「企業誘致の推進・雇用対策」、「観光・物産資源の発掘と発信」の項目に対し重要度が高く満足度が低いという結果が出されている。このため、横手駅前活性化事業や商い賑わい創出事業、Bizサポートよこて、起業・創業支援事業、ナイトタイムエコノミー推進による魅力増進、滞在時間延長促進事業などの施策を、中心市街地において複合的かつ集中的に実施することで、重点的に取り組んでいく。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 横手市中心市街地活性化協議会の開催

横手商工会議所や一般社団法人横手市観光推進機構と連携し、中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進や事業主体間の相互連携、活性化に向けた目標達成のための調整などを行っている。

② 各種団体との連携

市民団体や民間事業者、学校等と連携・調整をはかりながら、産学官民が一体となって各事業の推進や目標達成に向けた意見交換を行いながら、中心市街地の活性化に取り組んでいく。

③ 地域住民等を対象とした協議・検討の場

計画策定にあたっては、横手市の中心市街地区域内や関連する場所においてイベント事業などを実施している団体等に対し、個別ヒアリングを実施することにより、それぞれの課題や要望、活性化に向けた取り組み状況などの把握を行っている。

計画実施にあたっては、より効果的に中心市街地活性化を図る方策を検討するため、引き続き各団体と緊密に連絡をとりながら連携を図っていく。

| 実施日 | 団体等の名称 |
|--------------|-------------------------|
| 令和6年7月1日(月) | 横手駅前商店街振興組合 |
| 令和6年7月4日(木) | 横手まちづくり株式会社 |
| 令和6年7月5日(金) | YOKOTE 音 FESTIVAL 実行委員会 |
| 令和6年7月5日(金) | 横手市を怪獣プロレスで盛り上げる会 |
| 令和6年7月5日(金) | 株式会社 横手開発興業 |
| 令和6年7月8日(月) | 横手商工会議所 |
| 令和6年7月8日(月) | 一般社団法人 横手市観光推進機構 |
| 令和6年7月10日(水) | 横手駅前商店街振興組合 |
| 令和6年7月11日(木) | 横手駅西口振興組合 |
| 令和6年8月7日(水) | 一般社団法人 横手市観光協会 |
| 令和6年8月15日(木) | よこてお城山クラフトフェア実行委員会 |

また、特に駅西地区のまちづくりに関しては、三枚橋1号街区公園の利活用について検討するワークショップやサウンディング調査、社会実験（トライアルサウンディング）等を実施することをきっかけとしてまちづくりの機運を醸成し、横手市民会館の開館に合わせた駅西地区や条里地区の活性化について引き続き検討していく。

④ イベント等の活動状況

横手市の中心市街地域内や関連する場所において、令和6年～7年に実施されているイベント等の状況は、以下のようになっている。

| 実施日 | イベント等の名称 |
|-----------------------|--------------------------|
| 令和6年4月6日(土)～20日(土) | よこて桜まつり |
| 令和6年5月18日(土) | 怪獣プロレス IN YOKOTE |
| 令和6年7月12日(金)～ | よこてわいわいワイド(納涼ビアガーデンほか) |
| 令和6年7月20日(土) | 第21回よこての全国線香花火大会 |
| 令和6年8月6日(火) | 横手の送り盆まつり(ねむり流し) |
| 令和6年8月10日(土)～11日(日) | YOKOTE 音 FESTIVAL |
| 令和6年8月15日(木)～16日(金) | 横手の送り盆まつり(市民盆踊り・屋形船繰り出し) |
| 令和6年9月7日(土) | 横手駅西口祭2024 |
| 令和6年9月28日(土)～29日(日) | よこてお城山クラフトフェア |
| 令和6年9月29日(日) | 第9回よこてシティハーフマラソン |
| 令和6年10月5日(土)～6日(日) | 横手駅東口まつり |
| 令和7年2月15日(土)～17日(月) | 横手の雪まつり2025(かまくら・ぼんでん) |
| 令和7年4月12日(土)～26日(土) | よこて桜まつり |
| 令和7年6月28日(土)～29日(日) | YOKOTE モーターフェア |
| 令和7年7月11日(金)～ | よこてわいわいワイド(納涼ビアガーデンほか) |
| 令和7年7月12日(土) | よあそび楽座 |
| 令和7年7月19日(土) | 第22回よこての全国線香花火大会 |
| 令和7年8月6日(火) | 横手の送り盆まつり(ねむり流し) |
| 令和7年8月10日(日) | YOKOTE 音 FESTIVAL |
| 令和7年8月15日(金)～16日(土) | 横手の送り盆まつり(市民盆踊り・屋形船繰り出し) |
| 令和7年8月15日(金) | よあそび楽座 |
| 令和7年9月6日(土)～7日(日) | 市制施行20周年記念イベント「全力！よこて祭り」 |
| 令和7年9月13日(土)～15日(月・祝) | 横手生涯学習館「Ao-na」開館1周年イベント |
| 令和7年9月28日(日) | 第10回よこてシティハーフマラソン |

これらのイベント等が今後とも確実に実施され、さらにはより効果的に中心市街地活性化に資する取組ができるよう、様々な支援等を行っていく。

⑤ パブリックコメントの実施

本計画の原案について、広く市民等の意見を聴取するため令和7年10月8日から令和7年11月6日までの間、パブリックコメントを実施した。

募集結果：意見提出者1名、提出意見件数1件

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

都市計画マスタープランにおいて、中心市街地は中心拠点と位置づけられており、横手市全体のまちの活力とにぎわいを創出する拠点として文化、経済、行政等の広域的に利用されるべき都市機能を提供し、居住者、来街者、観光客等の多様な人々の交流を創出するとしている。

立地適正化計画では、中心拠点を「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」を目指すうえで重要な拠点と位置付けている。安心快適なにぎわいのある中心拠点を形成するために、雪に強いまちなか居住エリアを形成したうえで、子育て支援機能や医療機能、高齢者支援機能等の生活に不可欠な都市機能や、文化機能、交流機能、商業機能等の都市での質の高い暮らし及び市内外からの来訪者増加に資する都市機能を誘導するとしている。

[2] 都市計画手法の活用

横手市では、都市計画区域内の用途地域が定められていない白地地域に特定用途制限地域を指定している。特定用途制限地域は、各地域の特性や土地利用の現状を踏まえて「地域拠点型」「沿道拠点型」「都市近郊型」「田園保全型」の4つに区分し、店舗、事務所、遊戯・風俗施設等の立地に制限を設けている。

また、多様な用途を許容する準工業地域においては、特別用途地区を定め大規模集客施設の立地を制限し、大規模集客施設の適正な配置誘導を行っている。

- ・横手市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例
平成23年12月14日 条例第35号
- ・横手市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
令和6年12月11日 条例第48号

[3] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地への都市機能の集積のために、以下の事業を推進する。

| 分類 | 事業名 |
|-------------------------------|---|
| 4 市街地の整備改善のための事業 | ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 |
| 5 都市福利施設を整備する事業 | ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲) ・生涯学習館利用促進事業 ・自主文化事業 ・子育て支援事業 |
| 6 街なか居住の推進のための事業 | ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲) ・雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・子育て支援事業(再掲) ・移住・定住支援事業 |
| 7 経済活力の向上のための事業 | ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業(再掲) ・空き店舗等利活用支援事業 ・起業家育成事業 ・起業・創業支援事業 ・健康の駅事業 ・サテライトオフィス進出支援事業 |
| 8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業 | ・横手デマンド交通・循環バス運行事業 |

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画等との調和

(1)横手市都市計画マスタープラン

「横手市都市計画マスタープラン」においては、「多核型のコンパクトシティ+ネットワーク」を将来都市構造としたうえで、中心拠点と副拠点、6つの地域拠点の8地域に拠点を配置し、拠点同士の連携により地域の自然や文化、コミュニティを継承していくとしている。横手地域は中心拠点であり、公共施設の中心拠点への移転や機能の複合化、駅やバスターミナル等の交通拠点周辺への都市機能誘導等により、市全体の活力とにぎわいを創出することを役割としている。

土地利用の方針としては、中心拠点エリアのにぎわい再生に向けて、横手駅周辺の空き店舗や空きビルを活用しエリアとしての価値の向上に努め、来街者を増やす施策展開を行うとしている。また、公共施設の老朽化に対して、公共施設の建て替え及び中心拠点への移転や機能の複合化、高度化に取り組むこととしている。

(2)横手市立地適正化計画

平成31年3月に策定した「横手市立地適正化計画」では、人口減少が進行しているにもかかわらず市街地が拡大し続け、市街地の低密度化と空洞化が深刻化している状況において、中心市街地への居住者や来訪者が増加し、にぎわいが再生されるよう拠点の魅力向上を図るとともに、冬季も暮らしやすい除雪等に対する負担が少ない居住環境を創出する必要があることが示されており、計画には3つの基本方針が定められ、市では、これに基づき事業を推進している。

【基本方針1 中心部のにぎわいの再生】

「横手市の顔である横手駅前の未利用地・空きビルの有効活用を図るため、民間による事業化への支援を行うなど、まちなかへの定住促進、来訪者の増加によるにぎわいの再生に取り組めます」との方針が示されており、令和2年から事業開始された横手駅東口第二地区市街地再開発事業において再開発組合への支援を行っているほか、再開発区域の周辺インフラ整備と生涯学習施設（横手図書館）の整備事業を実施している。

【基本方針2 横手市内の各地域から訪れやすい交通ネットワーク(公共交通)の充実】

「横手駅周辺と各地域拠点間の公共交通の利便性を高めることにより、市内各地域からアクセスしやすく訪れやすい中心部を形成します。また、中心部内の移動のしやすさを向上させるため、循環バス等の利便性の向上に取り組めます」との方針が示されており、毎年、複数回開催している横手市地域公共交通活性化協議会において検討が行われている。

【基本方針3 冬季も安心して快適に暮らせる居住エリアの形成】

「年間を通して誰もが安心快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、高齢社会や共働き社会に適した融雪処理施設の充実に取り組めます」との方針が示されており、横手駅東口第二地区市街地再開発区域の周辺インフラ整備を行う中で、歩道融雪施設整備を実施している。

また、中心市街地活性化区域は、横手市立地適正化計画における都市機能誘導区域を包含しており、そのうち、誘導区域外としている地区（四日町、大町、鍛冶町等）については、当該地区が古くからの心市街地であること、まちづくりにおける多くの重要な施設を有する等、商業集積が図られていること等から、中心市街地活性化区域に含めることとし、商業活性化施策に取り組むこととしている。

(3)第2次横手市総合計画

「第2次横手市総合計画」では、まちの将来像を「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦く まち よこて」として、2つの重点目標と、それを踏まえた4つの重点施策を定め、7つの政策・施策の展開により計画の推進を図ることとしている。

このうち、重点施策2では「横手に多くの人が集い、行き交い、賑わいが生み出されるまち」と目標を定め、政策5において「暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進める」ことを掲げている。

計画では、現状の分析と課題の一つとして「少子高齢化などを起因とした人口減少社会には、市街地が拡散し中心市街地の密度が漸減していく状態から脱却し、生活に必要な施設が歩行圏内に集約された、コンパクトシティの実現が求められています。そのため、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域や居住誘導区域での市街地再開発事業及び都市再生整備計画事業等の各種誘導策を進め、中心市街地の賑わいを向上させ、居住人口を増やしていく必要があります。」と捉え、それに対して「人口減少社会の進展を見据え、コンパクトシティや立地適正化の考え方に基づき、郊外部における宅地造成の抑制などの土地利用の適正な指導や誘導を図るとともに、市街地整備事業による拠点整備を進めます。」との取り組み方針を示している。

(4)デジタル田園都市国家構想の実現に向けた 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、人口減少を受け入れつつも、その減少を緩和し年齢構成を適正なものにするための対策と取り組みを進め、市民が横手市で暮らし続けたいと思うまちを実現するため、環境の構築を進めることとしている。このうち、中心市街地活性化に関する直接的な基本目標と取り組みとして、次の2つが掲載されている。

【基本目標1 いきいきと働くことができるまちづくり】

成長が期待される産業の振興支援や起業・創業支援等による雇用の確保を図ることを目的として、起業家育成事業やBizサポートよこての運営、また、IT・ソフトウェア関連産業立地優遇制度助成事業やサテライトオフィス誘致推進事業を活用した企業誘致活動を行う。

【基本目標2 新しい人の流れづくり】

文化・観光振興等による交流人口・応援人口の拡大を図り市内経済の好循環と地域活性化を促す取り組みとして、令和6年9月に開館した横手市生涯学習館「Ao-na」（横手図書館）の利用促進事業や、横手市民会館建設事業を実施する。

以上のとおり、横手市中心市街地活性化基本計画に基づく事業等は、横手市都市計画マスタープラン等との調和・整合が図られている。

横手市中心市街地活性化基本計画

令和8年 4月
(令和8年3月17日認定)

